

保育者の労働負担軽減に関する研究

細川 汀

第1章 研究目的と研究方法

第1節 研究の目的

近年、婦人労働者および既婚、有子者の構成の増加や都市住宅の密集、家族構成の変化などがいちじるしく、従来の保育所のもつ意味が根底からくつがえされつつあるといわれている。そのような中で、施設がふえ、建物が新しくなり、保育者等が若干補充されてはいるが、政府の統計でも要保育児童90万人が待機しており、他方では頸肩腕障害、背腰痛症等の健康障害を有する保育者等保育労働者も増加しつつある。筆者が実施してきた保育者等の特殊健康診断でも約5%の頸肩腕障害、¹⁾背腰痛症の要医療者、40~60%の蓄積疲労症状有訴者を認めている。

これらの実情にかんがみ、保育内容の向上をはかりつつ保育労働者の労働負担を軽減するために、(1)保育労働者の作業条件つまり労働時間、一連続作業時間、休憩等の一般的労働条件、施設、設備およびその管理などの実態調査、保育労働の作業分析、児童保育年齢別の保育経験と教育などの検討と作業基準を明らかにすること、(2)保育労働者の健康状態、隨時必要な健康保護、疲労防止対策、疾病の早期発見、早期治療、予防医学的処置などの検討と健康管理基準を明らかにすること、(3)従来から実施してきた地域、規模、運営主体を異にする保育労働者の健康障害の実態調査と疫学的検討を通じて保育内容の変化に適合した労働条件を明らかにすること、が本研究の目的である。

第2節 研究方法

1 健康診断による健康状態の解析

筆者らは公私立保育所の健診を実施してきたが、同時に日本産業衛生学会産業疲労研究会「自覚症状しらべ」、「身体疲労部位調査票」、筆者らが作成した「労働条件調査票」、「疲労原因調査」を用いて、一定期間作業前後および作業時間内の一定時間間隔ごとに作業者に回答させた結果を、種々の因子に関して集計分析した。

健診結果については、頸肩腕障害、背腰痛症等に関する特殊健診によって作業者の健康状態を明らかにし、これらと作業条件、保育内容との関連を保育所のケーススタディによって検討した。

2 作業分析・動作分析

労働負担を解明して行くための初期的段階として、その労働の作業内容の分析、個々の作業要素

の動作分析が必要である。ところが保育者は多数の児童の集団を対象としながら、その一人ひとりの安全と健康と、肉体的・精神的・社会的な発達を、その成長と共に保障することといわれている。しかも、発育も性格も体力、体質も家庭生活の事情も一人ひとり違っている。このように児童を対象とした労働の作業分析、動作分析例はほとんどなく、方法も確立していない。この研究では、保育者の属する保育室に広角レンズ付ビデオカメラを設置し、室内全体の保育者、児童の状態を0.3～1.2秒に1コマで撮影した。これらの撮影と並行して保育者、実験者のメモアナウンスをカセットテープレコーダに記録した。こうして得られた大量のビデオ画像を専用のモニターテレビのブラウン管に写し出し、グラフペンで画面上の保育者の作業内容、所在、姿勢などに関する情報を自動的に採集し、変換後、電算機で処理した。これらを通じて重量物の運搬・保持、特定部位の過重負担、一定姿勢への拘束、一定動作の反復、不良姿勢、不良動作、注意の集中と配分などについての出現パターンと頻度の概要を明らかにした。

以上により明らかになった作業、動作について生理負担を測定した。保育に支障を与えないために従来の有線による方法を改め、無線でデータを記録することが望ましい。そこでテレメーターを使用し、頸、肩、腕、腰背部下しの筋電図、眼球運動、心拍、メモ音声等を測定した。

第2章 保育者の健康障害とその要因

第1節 保育者と労働態様

保育者（保母とも呼ばれている）は、障害児（者）福祉施設（精神薄弱児施設、肢体不自由児施設、重症児施設）、児童福祉施設（養護施設、乳児院、母子寮）などの社会福祉施設に働く保育者と一般保育所（無認可保育所、事業所保育所、病院保育所、乳児保育所などを含む）の保育者とに大別できる。（厚生省1975年調査では、保育者数は165,889人となっている）。前者は看護婦、生活指導員、作業療法士などとともに主として療育や介護にあたっている。その作業内容は、食事・入浴・排泄などの生活上の介助、機能訓練、教育、通園などの送迎、衛生医療的作業、準備、整頓、管理業務など様々な作業を行う。

勤務体制は変則交替勤がほとんどであり、これらの施設で療育に従事する職員は19,802人（75年10月）とされている。

他方、保育所保育者の作業内容は、①保育計画の設定、②生理行為の補助（排泄、おむつかえ、食事介助、昼寝、手洗い、衣服の着脱、哺乳）、③教育的援助、指導（遊戯、おはなし、水あそび、散歩、体操、運動会、発表会などの行事、絵、工作、ことば、歩行援助）、④自由あそびの組織化と保安、⑤準備・整頓・掃除、⑥安全衛生および健康管理、⑦保育の記録・家庭との連絡（日誌、連絡帳、資料づくり）、⑧行事の準備・開催・後始末など多種な内容がある。すなわち、保育者の労働は概括的に精神神経労働と肉体労働の要素を兼ねそなえていると言える。

保育者の年齢について筆者らの調査によると、平均年齢は保育所で28～30歳、施設で34～35歳であり、平均経験年数は4～5年で公立施設ではやや長く、60～70%が未婚の女性で占められている。

保育者の労働負担軽減に関する研究

表1 公立保育所の自覚症状（頻度のみ）

自治体名		H市		A市		N市	D市	K市	J市	KY市
調査年月		71.12	73.2	72.9	73.8	73.10	74.1	72.9	74.2	73.9
調査対象者数(人)		211	259	188	288	210	154	294	207	378
肩	こる・だるい	56.9	44.5	54.3	33.3	41.4	21.5	46.3	41.0	49.2
	いたい	17.5	7.0	12.8	7.6	9.5	5.6	9.9	14.9	14.6
頸	こる・だるい	28.9	24.2	29.3	20.5	24.8	5.6	28.9	23.6	32.8
	いたい	13.3	6.6	6.4	5.2	5.7	3.5	6.8	9.2	11.4
背	だるい	18.0	11.7	20.7	10.1	11.0	2.8	10.9	11.8	20.4
	いたい	11.4	7.4	12.2	8.0	9.0	7.7	7.4	14.9	10.6
腕	だるい	27.5	21.5	20.2	11.1	16.2	8.4	19.8	17.4	24.3
	いたい	10.0	4.3	5.9	4.2	3.8	3.5	3.1	9.2	9.8
	しびれる	4.7	2.3	7.4	2.1	1.4	3.5	2.0	5.6	5.8
手	だるい	11.4	9.0	6.9	4.2	6.7	0.7	10.5	7.2	10.6
	いたい	2.8	6.6	5.3	0.7	1.0	0.7	2.0	1.5	2.1
	しびれる	4.3	1.6	4.8	2.1	1.4	2.8	2.4	4.1	6.3
指	ふるえる	1.4			1.6	1.4		1.7	3.1	3.2
	ひえる	15.6			3.1	3.8		5.1	11.8	11.4
	動きがわるい	6.6			2.4	2.4		2.7	8.2	5.8
腰	だるい	23.2	16.4	27.1	16.3	23.8	6.3	25.2	22.6	28.8
	いたい	15.2	9.8	25.0	11.8	16.7	13.3	17.4	18.5	20.4
下肢	だるい	13.7	9.0	21.3	17.0	18.6	0.7	21.8	13.3	15.3
	いたい	4.7	5.5	4.3	4.2	1.0	1.4	5.4	6.2	5.6
	しびれる	1.4		3.7	1.7	1.0		3.1	2.6	5.0
	ひえる	25.1	18.8		7.3	12.4	3.5	11.9	27.2	24.6
目	目がかすむ	8.1	2.7	3.7	0.7	3.8		7.8	2.6	4.2
	視力がおちた気がする	16.1	4.3	8.5	8.7	9.0		12.2	8.7	13.5
	目がいたい	7.6	4.3	5.3	4.9	4.8		11.6	6.7	6.1
耳	耳なりがする	0.9		0.5	0.7	2.4		3.1	2.1	2.6
	聞えにくい	2.4	0.4	3.7	3.5	4.8		6.8	5.1	5.0
その他	からだがだるい	31.3	19.9	27.1	27.7	29.5		38.4	27.7	25.9
	いらいらする	17.1	10.9	9.6	9.0	7.6		21.1	15.9	12.4
	ものわすれ	13.3	10.2	10.6	11.5	7.6		15.7	16.4	10.8
	めまい・たちくらみ	13.3	5.1	9.6	10.4	10.5		16.3	7.7	6.3
	胃腸がわるい	13.7	13.3	28.7	12.8	10.0		23.4	14.9	13.0
	どうき・息ぎれ	8.1	2.3	4.8	3.8	3.3		7.5	2.1	3.7
	月経不順	18.5	…	12.2	18.1	12.9		15.3	14.9	17.5
	月経時の苦痛	29.9	…	26.6	35.1	35.7		35.4	24.6	35.2
	頭が痛い・重い	14.7	6.3	12.2	9.4	10.0		15.3	11.3	11.1
	眠れない		3.9	28.7	4.2	4.8		8.8	10.3	4.2

保育所の事業主体の沿革、設立主旨、運営主体、対象児童によって保育者の労働態様や、事業者・管理者の健康管理面の意識の程度は一様でない。民間施設の雇用関係は室内労働的な人間関係が強い。施設の勤務体制は複雑で、保育時間（朝7時半～9時から・夕方は16時～19時半、土曜の終了

表2 公立保育所保母の「日常生活の不便・苦痛」

日常生活の不便・苦痛	H市		A市		N市		D市	K市	T市	KY市
	71.12 211 人	73.2 259 人	72.9 188 人	73.8 288 人	73.10 210 人	74.1 154 人	72.9 294 人	74.2 207 人	73.9 378 人	
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
1 ふとんのあげおろしがつらい、できない	24.6	17.0	19.1	25.0	20.0	16.9	7.1	31.9	21.4	
2 髪をとくのがつらい	10.0	6.2	4.8	3.5	3.3	5.2	1.7	10.1	11.1	
3 電話の受話器を持ちつづけるとつらい	8.5	7.7	3.7	3.5	2.9	4.5	1.0	7.7	14.6	
4 ハンドバックを持つのもつらい	10.9	7.7	5.9	3.1	4.3	3.2	2.0	5.8	13.0	
5 風呂でタオルをかたくしほれない	5.2	6.2	3.7	3.1	2.4	6.5	2.7	5.8	6.6	
6 夜中に腕がしびれて目がさめる	3.8	8.5	4.8	3.1	4.3	4.5	2.7	7.2	10.6	
7 長くつづけて字を書くとつらい	26.1	27.4	11.7	12.8	14.2	9.1	9.9	21.3	29.1	
8 ボタンをはめにくい	5.2	0.4	2.1	0.7	0.0	0.6	0.3	1.0	2.9	
9 箸で魚の身をほぐすのがつらい	7.6	1.5	3.7	1.0	1.0	1.3	0.7	4.3	3.4	
10 ナイフや庖丁で果物の皮をむきにくい	7.1	1.9	2.7	1.4	0.0	1.3	0.7	6.8	4.5	
1 ~ 10 の平均	10.9	8.4	6.2	5.7	5.2	5.3	3.0	10.2	11.7	
11 ものをよく手からおとす	19.0	4.6	6.4	6.3	3.8	4.5	2.7	5.8	7.1	
12 階段をおりるのがつらい	13.3	7.7	5.3	0.4	12.9	7.1	6.1	9.2	9.0	
13 よくものにつまづく	12.8	6.6	6.9	8.3	4.8	6.5	7.1	8.7	11.1	
14 平地でも歩くとすぐ疲れる	12.8	8.5	16.0	6.7	14.3	12.3	8.2	10.1	16.7	
15 水に手を入れるのがつらい	12.3	11.6	3.7	2.1	2.4	4.5	2.4	10.6	13.0	
16 天気のわるい日はからだの具合がよくない	21.8	16.6	13.8	11.1	12.9	7.1	8.5	15.9	24.6	
17 いままでより冷房がつらい	12.8	9.3	11.2	13.2	17.1	8.4	11.9	12.1	20.1	
18 少し風にあたると気持がわるくなる	3.8	1.2	2.7	1.7	1.9	1.9	2.7	2.9	4.0	
19 他人には熱すぎる風呂に平気で入る	10.9	8.5	10.1	3.8	3.8	7.8	4.4	8.7	10.0	
20 大ていの人が暑がる時でも、暑く感じない	1.4	2.7	4.3	3.1	5.2	8.4	4.4	4.3	5.6	
11 ~ 20 の平均	12.1	7.7	8.0	5.7	7.9	6.9	5.9	8.3	12.1	
21 ねつきがわるい、眠りがあさい	27.0	22.8	17.6	18.1	18.1	13.6	7.8	23.7	17.2	
22 いやな夢やおそろしい夢をよくみる	14.7	14.7	7.4	3.5	12.4	9.1	6.5	13.0	14.0	
23 いむむりしやすい	26.1	21.6	21.8	18.4	16.2	14.9	12.6	18.4	22.0	
24 本を長くつづけて読む根気がない	37.4	24.7	27.7	23.3	32.2	26.6	18.0	28.0	35.2	
25 他人の話を聞きもらしたり、やることにまちがいが多くなる	21.3	12.4	15.4	12.8	18.6	16.9	7.5	19.3	21.2	
26 おしゃべりをしているとすぐいやになる	11.4	10.4	11.2	6.9	10.0	8.4	5.1	13.0	18.8	
27 テレビを見ているとすぐつかれる	23.7	21.6	19.7	13.2	16.7	18.8	9.5	17.4	23.3	
28 じっと坐っていると、すぐつらくなる	30.3	22.0	22.9	23.6	36.2	18.8	13.6	20.6	31.0	
29 自由な時間はできるだけ横になりたい	48.8	40.9	48.4	44.8	31.4	34.4	24.5	37.5	39.2	
30 からだの具合がよくないのでゆううつである	12.3	11.2	13.3	6.6	16.7	8.4	10.5	15.0	19.0	
21 ~ 30 の平均	37.4	20.2	20.5	17.1	19.9	17.0	11.6	20.4	26.5	
1 ~ 30 の平均	20.1	12.1	11.5	9.5	11.0	9.7	7.2	13.0	16.8	

保育者の労働負担軽減に関する研究

は11時半～19時半）に応じて常日勤、時差勤務、夜勤、深夜勤、24時間勤、パート援助などの変則交替勤などがとられている。一般保育所の場合でも80～90%が何らかの時差勤務をとっており、長時間保育を実施しているところでは4～5通りの時差を組んでいる所さえみられる。また、「児童福祉設施最低基準」による保育者の定数（0才児6：1、1才児6：1、3才児20：1、4・5才児30：1）及び施設面積などは保育の現状にあわないとされ、各自治体独自の設置基準が設けられてきている。しかし、これらの公立保育所保育者でさえ「児童数に比して職員が少ないと思う」と答えた保育者が10～50%認められている。一日平均在所時間は8～9時間がもっとも多いが9時間を越える者も少なくない（13～17%）。月平均時間外勤務は20時間を越える者は4%～24%であった。また、年休や生休の利用率の低いところ「殆んど利用しない」（40～50%）があり、そこでは45～55%は「休みみたいときに利用できない」としている。休憩時間は55～75%が定められておらず「休憩時間で本当に自由になれる時間」は約半数が「なし」と答え、地域によっては9割が「なし」と答えた調査例もあった。

第2節 自覚症状

筆者らがこれまで実施した健康診断成績の中から、保育者の自覚症状について、その特長点をあげれば、次のとおりである。

1) 各都市とも、「頻発・時々の症状」の訴え率は、肩こり、全身がだるい、頸こり、腕だるい、腰だるい、下肢だるい、背中がだるい、肩がいたい、いろいろする、胃腸がわるい、頭痛、腰がいたい、頸がいたい、の順に多かった。このうち、肩、頸、腕、腰、下肢のだるさ、こりの訴えと、いたみの訴えの二つのパターンがあるように考えられる。頻度症状からみると、だるさ、こりの主訴をもつものが35～50%，いたみの主訴をもつものが10～15%認められた。

また、いろいろする、物忘れ、めまい、たちくらみ、胃腸がわるい、どうき、息ぎれ、頭痛、頭重などがいくつかがそろってみられる自律神経失調症状のパターンを示すものも10～20%認められるが、頸・肩・腕などの症状と有意の相関が認められた。（表1）

2) 「日常生活の不便・苦痛」の訴えをみると、ふとんのあげおろしがつらい、長く続けて字を書くとつらい、自律神経系症状では、天気の悪い日はからだの具合がよくない、平地で歩くとすぐ疲れる、精神症状では自由な時間はできるだけ横になりたい、本を長く続けて読む根気がない、じっと坐っているとすぐつらくなる、いねむりしやすい、他人の話を聞きもらしたり、やることにまちがいが多くなる、テレビを見ているとすぐ疲れる、ねつきが悪い、眠りが浅い、など様々な訴えが多い。「からだの具合がよくないのでゆううつである」ものが12～15%認められている。（表2）
3) 1)2)のことから、保育者の訴えは頸・肩・腕・腰の疲労症状がかなり多く、慢性疲労症状を伴いながら進行し、その中から痛みを強く訴える患者があらわれている。

頸肩腕障害・腰痛を起しやすい他職種と比べると、キーパンチャー・タイピストに比して手指の症状が少なく、腰・下肢の症状が多い。また、自律神経失調症状は比較的少ないが、慢性疲労症状

が多いといえる。

4) 保育所間における自覚症状の格差は、こり・だるさのパターンでは少ないが、いたみのパターン、自律神経失調症状のパターンではかなり認められる。その要因については、労働条件、保育内容、労務管理、施設条件などがからみ合っているので、一概には言えない。

労働条件がほぼ同じである同一都市の公立保育所の成績からみると、

イ) 児童年齢別にみると、0才児クラスでの訴えが「頻発、時々」とも最も多いケースが普通であった。しかし、最近ではこのクラスでの保育者数がふえ、2～3才児の訴えが最も多い傾向が認められる。

また、0～3才児クラス保育者には頸肩腕の訴えが、4～5才児クラス保育者には腰・下肢の訴えが多い傾向が認められた。

ロ) 保育者の経験年数別にみると、1～3年、5～7年、10～15年の三つの山が認められる。

発病者もまたそれに伴って多くなる傾向がある。

第3節 疲労部位

(1) 作業前後における疲労自覚部位

S市およびH市の公立保育所において保育者にたいして、作業前および作業終了時において、だるさ、こり、いたみ、しびれなどを自覚する部位に○印をつけさせ、その頻度をしらべた。その結果は保育所によって発現頻度は異なるが、いずれの場合も肩がもっとも多く、腰がそれに次ぐが、その他頸・眼・腕・全身・背もかなり高くなる。事務、電話交換作業者に比べると腰・足が多く、看護婦に比べると眼・頸・肩の訴えが多い。

とくに問題になるのは、作業前からの疲労自覚（疲労蓄積～慢性疲労症と考えられる）であるが、肩・頸・背・腰が非常に高く認められた。これらの部位における疲労が進行しやすい作業であるといえよう。（図1）

次に、児童の年齢別に疲労自覚部位発現率をみると、0才児クラスでは頸・頭・腕・腰の訴えが多く、頸・腰の疲労蓄積が強い。2才児クラスでは、のど、背、腕の訴えが多く背中の疲労蓄積傾向が認められる。また、4～5才児では、眼、のど、肩、腕、腰の訴えが多く、肩・腕の疲労蓄積傾向があった。これは、0才児クラスの保育者はしゃがみや膝を床につける姿勢での連続動作が多いため頸や腰への負荷がかかりやすく、2才児クラスの保育者は中腰姿勢で腕を一ぱいに伸ばして行う動作や大声をあげることが多くて背、腕、のどに負荷が大きく、また4～5才児クラスの保育者は、走りまわる多くの子供の群への働きかけや、汚した物の掃除、片づけのために肩・腕の負荷が大きいことと対応している。

また、作業経験年数別に疲労自覚部位発現率をみると、疲労自覚症状とともに2～4年が多い（特に頸・腕）が、経験年数の浅い保育者では肩症状が、経験年数が多い保育者では眼、のど、背の症状が多く、蓄積傾向も大きいように思われる。（図1）

保育者の労働負担軽減に関する研究

図1 身体部位別疲労訴え率

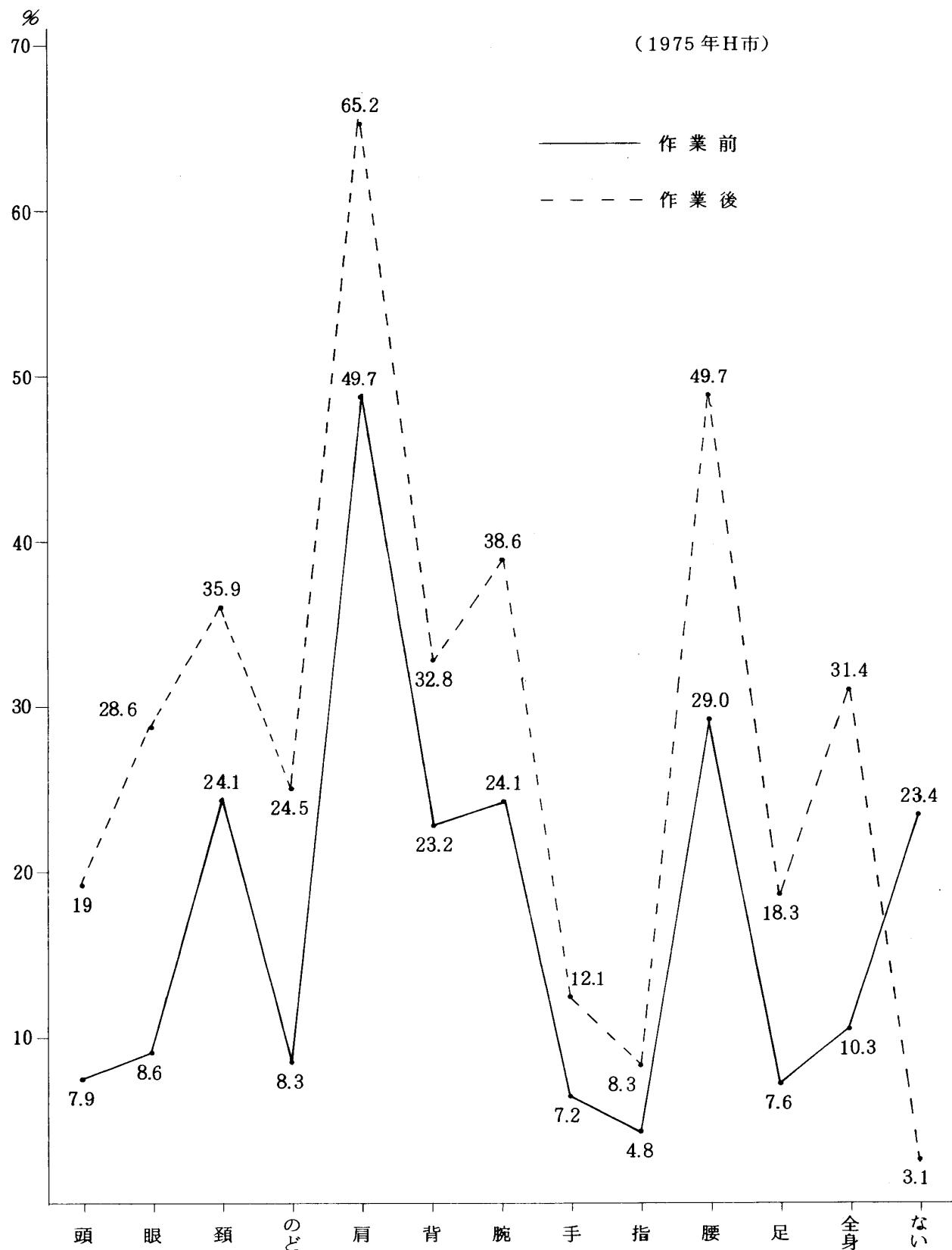
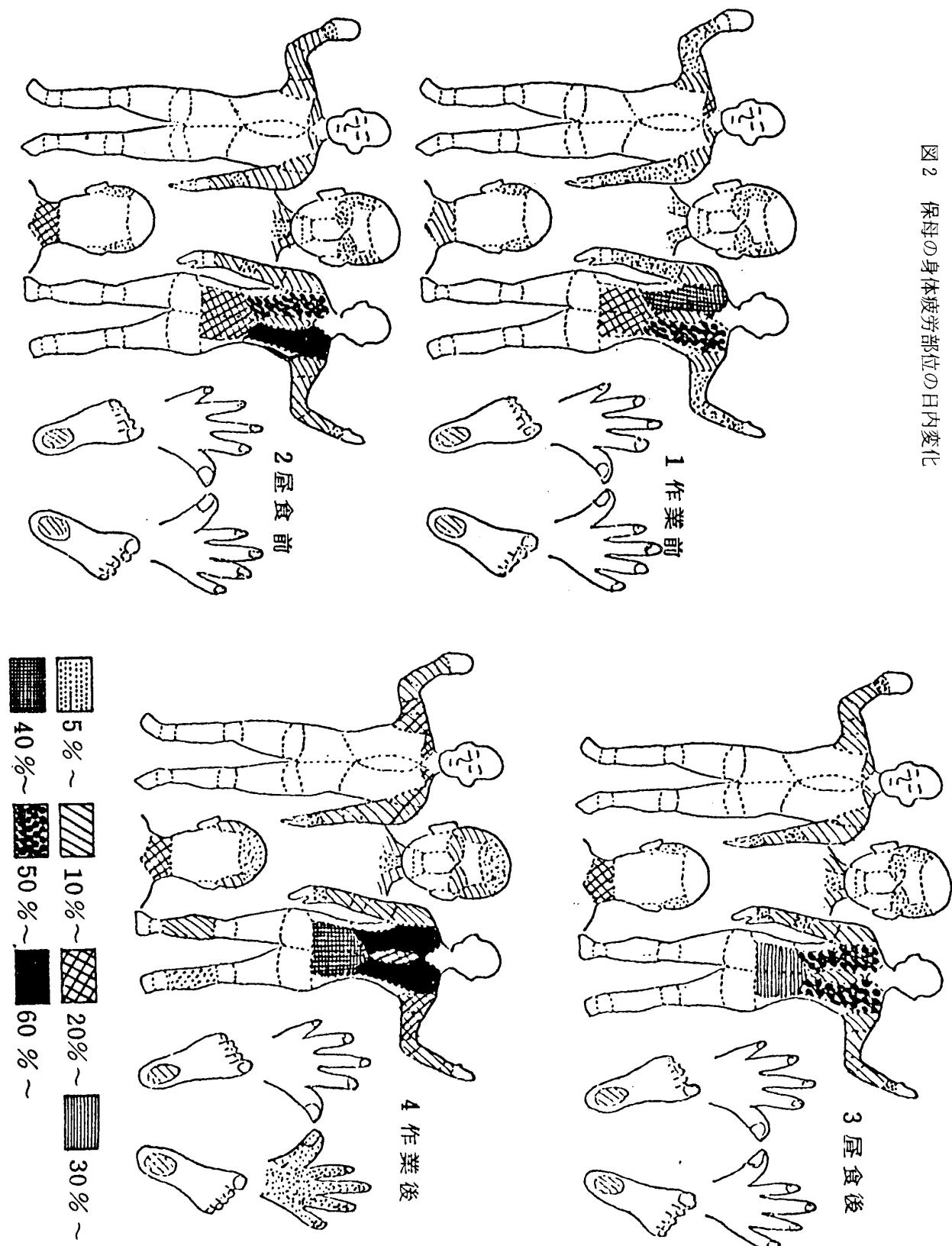


図2 保母の身体疲労部位の日内変化



保育者の労働負担軽減に関する研究

(2) 時間別疲労自覚部位の変化

大阪府下のN市において、1974年2月上旬に15カ所の保育所などの職員387人を対象にして、一職員2日間、一日4回（作業直前、昼食前後、作業直後）、上述調査票の訴えのある部位に丸印を記入してもらい回収した。個人特性などの記入もれを、後日実施した特殊検診時のカルテと照合加筆整理したのち、京都大学大型計算機センターM190システムの社会科学統計パッケージ（SPSS）を利用して分析を進めた。保育者の有効回答数は243人、回答率85.3%であった。

その結果、全体的な傾向を図2に示した。一日を通じて、一度でも5%以上の訴えのあったのは表3に示した29部位で、主として頸肩腕、背腰部であった。回答時刻間の変動に関する χ^2 検定の結果を表2の最右欄に示した。有意な変動の認められた部位は全て作業時間とともに訴えの増加を意味していたが、特に肩腕背腰部の増加は著明であった。日間変動の有意差は認められなかった。

(2)年齢、経験年数、勤続年数、担当児童年齢の訴えへの影響

表3に示すように、5%以下の有意率を示す項について特に訴えの多い群の時間的推移をみると、①作業前では、多くの部位で、担当児童年齢に余り関係なく、年齢27歳以上群、経験年数6年以上群、勤続年数5年以上群の訴えが多い。とくに鎖骨上窓部は勤続年数に応じて多いのは、疲労蓄積～固定化のあらわれと考えられる。但し、背腰部等は0～3才児担当群の訴えも比較的に多い。

②昼食前では、主任等群、0～2才児担当群訴えが全体に多い（とくに眼、鎖骨上窓部、手関節部）。しかし、頸部、上腕、腰部等では、経験2年未満群の訴えも多かった。

③昼食後は訴えが少し平準化するが、経験3年未満、勤続3年未満群の訴えが高くなっているのは、休憩効果が全くないといってよいであろう。

④作業後では、頸肩腕の訴えには多くの要因が影響している。年齢26歳以上群と23歳群、経験2～3年群と5～7年群、勤続2年群と5年以上群、担当児童年齢0才、2才、4才と主任等群の訴えが多くなっている。しかし、背柱部、腰部では、担当児童年齢の影響が主で、0～3才児担当保育者の訴えが多かった。

⑤背部、腰部等作業前からかなり訴えの多い部位は、上述の要因と余りかかわりなく訴えが増加する傾向がみられた。

頸肩腕部の疲労は0～2才児担当保育者で経験2～3年ぐらいになると、作業時間とともに顕著に進行する主任等、長い経験年数群は、蓄積疲労状態で作業によりさらに疲労が進むと考えられる。

⑥後述の健康診断において多く認められた筋圧痛、硬結の部位は、斜角筋、棘上筋、背筋、肩胛挙筋、前腕伸筋、脊椎旁筋、腹直筋が主要筋であった。これらは、上述の疲労自覚部位と相当している。

これらは、保育者の作業動作に多い手首、肘関節におけるの伸展、屈曲、内外転、肩関節における上腕の前後方拳上、内外転、内外施、肩甲骨の拳上・下制、前方けん引、頸の屈曲・伸展・背柱の屈曲、伸展、回旋、下肢の屈曲、伸展の頻回によって負担の最もかかると考えられる部位とも一致している。

表3 保母の身体疲労部位の要因分析

調査時間		作業前 A				昼食前 B				昼食後 C				作業後 D				時間要因			
要因 部位	経験年数	年令	勤続年数	担当児令	経験年数	年令	勤続年数	担当児令	経験年数	年令	勤続年数	担当児令	経験年数	年令	勤続年数	担当児令	A — B	B — C	C — D	A — D	
頭頂部	1												*								***
側頭部	左 2	*	*	*		*	**		*				**				*				***
	右 3	*	*					**				*	*				*				***
眼 部	左 6				**	**	**	**	**				*	*	*	*	*		*	***	
	右 7				**	**	**	**	**			*			*		*			***	
後頸部	15	*		*					*				*								*
前頸部	正中 16	*	*		**	**	**	**	**	*			**	**	**	**	***				
	左 17			*	**	**	*	**		*			*	*	**	**	**	**			*
	右 18			*		**			*				*		**	**	**	**			*
鎖骨上	左 19	**	*	**	*	**	**	*	**	**	*		*	**	**	**	**	**			*
窩 部	右 20	*		**			*		*	**	**	*		**	**	**	**	**			
肩関節部	左 51			*	**				*				*					*		*	***
	右 52																	*		***	***
上腕部	左 53			*	**				*								*		*	*	***
	右 54	*								*								*		*	***
ひじ	左 55	**		*	**	**	*	**						**	**	**	**			*	***
	右 56													**	**	**	**			*	***
前腕部	左 57				*												*				*
	右 58								*					**	**	**	**			*	***
手関節部	左 59	**		**	**	**	**	**	**	**	**	**	*	**	**	**	**				*
	右 60						*						*					*			***
手背部	右 64									*					**	**	**	**			***
背 部	左 21	*			*	*			*	*	*		*	**	**	**	**	**	**	**	*
	右 22									*				**	**	**	**	**	**	**	***
背柱部	26		**	**	**	*				**	**		*				**	**			
腰 部	左 31	**				*			*								*	*		***	***
	右 32	**				*			*								*		*	***	***
下 肢	左 45																			***	***
腓腹部	右 46	*																		***	***

有意率が * : 5 %, ** : 1 %, *** : 0.5 %, **** : 0.1 % を示す

保育者の労働負担軽減に関する研究

表4 健康診断成績

症 状		H市保育者		N市保育者	スーパー店 '72 (84人)	パンチャー '72 (50人)
		'71 (211人)	'73 (258人)	'73 (210人)		
頻 発 症 状	肩 こ る	120 (56.9)	114 (44.5)	87 (41.4)		21 (42.0)
	肩 い た い	37 (17.5)	18 (7.0)	20 (9.5)		1 (2.0)
	頸 こ る	61 (28.9)	62 (24.2)	52 (24.8)		5 (10.0)
	腕 だ る い	58 (27.5)	55 (21.5)	34 (16.2)		10 (20.0)
	手 指 い た い	6 (2.8)	4 (1.6)	2 (1.0)		2 (4.0)
	手 指 しひれ る	9 (4.3)	6 (2.3)	3 (1.4)		6 (12.0)
	腰 だ る い	49 (23.2)	42 (16.4)	50 (23.8)		3 (6.0)
	下 肢 ひ え る	33 (15.6)	48 (18.8)	3 (1.4)		3 (6.0)
検 查 異 常	頸 肩 筋 圧 痛	106 (50.2)	101 (31.9)	63 (30.0)	38 (45.2)	23 (46.0)
	上 肢 筋 圧 痛	58 (27.5)	87 (33.3)	100 (47.1)	41 (48.8)	14 (28.0)
	頸 運 動 障 害	35 (16.6)	19 (7.4)	29 (13.8)	10 (11.9)	3 (6.0)
	頸 運 動 痛	81 (38.4)	63 (24.4)	48 (22.9)	23 (27.4)	10 (20.0)
	手 指 振 せん	25 (11.8)	35 (13.6)	18 (11.0)	6 (7.1)	7 (14.0)
	握 力 低 下	42 (19.9)	42 (16.4)	48 (22.9)	30 (35.7)	6 (12.0)
	握 維 持 力 低 下	49 (23.2)	57 (22.1)	42 (20.0)	41 (48.8)	16 (32.0)
	背 筋 力 低 下	54 (25.6)	56 (21.7)	41 (19.5)	30 (35.7)	8 (16.0)
	タッピング低下	45 (21.3)	47 (18.2)	54 (25.7)	56 (66.7)	0 ()
	把 み 力 低 下	31 (14.7)	69 (26.7)	21 (10.0)	52 (61.9)	9 (18.0)
	皮膚温テスト	50 (23.7)	81 (31.4)	* 10 (16.9)	27 (32.1)	5 (10.0)
	容積脈波テスト	38 (18.0)	53 (20.5)	* 21 (35.6)	27 (32.1)	8 (16.0)
判 定	痛 感 ど ん ま	29 (13.7)	19 (7.4)	* 38 (54.4)	14 (16.7)	3 (6.0)
	振 動 覚 ど ん ま	17 (8.1)	22 (8.5)	* 7 (11.9)	21 (25.0)	0 ()
	異 常 な し	65 (30.8)	97 (37.6)	79 (37.6)	22 (26.2)	26 (50.0)
要 注 意	要 注 意	125 (59.3)	150 (58.2)	129 (60.0)	44 (52.4)	22 (44.0)
	要 治 療	20 (9.5)	11 (4.7)	5 (2.4)	19 (21.4)	3 (6.0)

*印は二次検診受診者のみについての異常率

第4節 保育者の医学的所見と病像

保育者の健康診断成績をみると、各市によって若干頻度（発症率）は異なるが、頸肩筋の圧痛、頸運動痛、握力（とくに維持力）の低下、皮膚温テストの異常が認められた。（表4）

次に、一般保育所保育者173名とレジ作業者300名のデーターを対比すると、

- ①肩、頸、背、腰などの軀幹症状では高度に有意に保育者に訴え率が高く、とくに「腰がだるい、いたい」は明らかに保育者が高かった。
- ②身体症状の左右差はレジ作業者で差がみられ、右側により率が高かったが、保育者では訴え率は左右ほぼ同率であった。

- ③腕の症状には有意の差が認められなかった。
- ④目の症状はレジ作業者においてより高い傾向がみられた。
- ⑤「からだがだるい」、「いらいら」、「物忘れ」などの疲労感を示す症状、精神神経症状は保育者に高く、
- ⑥「頭痛」「不眠」「めまい・たちくらみ」「どうき・息ぎれ」（精神・神経症状、自律神経症状）などでは、ほとんど差がないか、あるいはレジ作業者に高い傾向がみられた。

また、日常生活上の不便・苦痛についての質問で、①レジ作業者に明らかに高い率の訴えは「長く続けて字を書くとつらい」、「箸で魚の身をほぐすのがつらい」、「階段をおりるのがつらい」、「今までより冷房がつらい」、「たいていの人が暑がる時でも暑く感じない」などの症状であり、「夜中に腕がしびれて目がさめる」、「物をよく手から落す」などもより高い訴え率の症状であった。すなわち、手指、上肢機能障害、自律神経失調、表在感覚機能障害を示す症状はレジ作業者に有意に訴え率が高い、或は訴え率が高い傾向が認められた。②また、保育者に有意に高い訴え率は「ふとんのあげおろしがつらい」、「本を長く続けて読む根気がない」、「テレビを見ているとすぐ疲れる」、「自由な時間はできるだけ横になりたい」、「からだの具合がよくないので憂うつである」などであった。これらは、軀幹症状、集中維持困難、疲労感などの精神神経症状と考えられる。

第5節 過労性疾病

保育者の過労による疾病としては、頸肩腕障害、腰痛、眼精疲労、母性障害、業務による神経症などがあげられる。ここでは、とくに頸肩腕障害と背腰痛についてとりあげる。これらの症状の段階は、表5によっている。

筆者らの調査では、障害児施設、児童福祉施設の保育者に幾分高い発症率がうかがわれ、特に重度障害児施設で多発例がみられた（某施設で要医療12.9%，慢性疲労80.0%，のちに幾分改善され要医療5.5%となった）。

これに対し、保育所における実態は異常なし：31～63%，疲労症状：24～37%，慢性疲労（疲労蓄積）：5～26%，要医療：2.5～10%という結果であった。（表6）

また、K市の民間保育所の調査（1813人）では、過去1年間に頸肩腕あるいは腰の訴えをもって医療機関を受診した者17%，ハリ、マッサージを受けた者15%，休業した者8%という結果をえたが、この事実からもかなりの数の疾病前の状態の者がいることが予測される。

また、公立、民間認可、無認可保育所などの調査側を比較した場合、必ずしも民間認可や無認可保育所に多発傾向がみられるとは限らなかった。某市の公立、民間の比較では、公立の規模大きい保育所に有症者の率が高かった。

但し、公立の場合、同じ自治体の中で作業条件がほぼ均一で障害に施設間の差があまりみられなかったのに比し、民間では施設間の作業条件、および障害の程度に著しい差がみられ、障害が特定の園に集中する傾向すらみられた。また、それらの調査から、保育労働における労働過重の問題と

保育者の労働負担軽減に関する研究

表5 頸肩腕(脊腰)障害症状の進み方(細川)

	全身疲労または急性筋疲労	亜急性蓄積疲労または慢性疲労	頸 肩 腕 障 害		
			発病期	軽症期	重症期
学会区分	I 症度	II 症度	III 症度	IV 症度	V 症度
管理区分	要 注意 B ₁	要注意 B ₂ ～B ₃	要 治 療 C ₁	要 治 療 C ₂	要 治 療 C ₃
症 状	全身の使いいいたみ、だるさ、指・腕・背・腰・下肢のだるさ	頸・肩こり・背痛・腰痛・腕脱力感・時に腕のはれ・こわばり・いたみが一時的に出る頭痛・疲れやすい 急性症状を呈するものをB ₃ として取扱うときもある	使用部筋の痛み・頸・肩・背・腰の痛みの持続・自発 頭痛・頭重・不眠・めまい・たちくらみ・物忘れ・いらっしゃる・胃腸障害・生理障害が合併しやすい・手指のふるえ、ものを落す	いたみの固定・頻発・腕のしびれ・ひえ・こわばり いたむ部位のひろがり、下肢がつる、腰痛 天気によって症状が起伏する。	症状の持続 頸・肩・上肢の運動痛・運動困難 精神症状・思考・睡眠障害・集中困難・抑うつを伴いやすい
所 見	筋力低下(軽度)	筋圧痛・硬結・筋力低下(軽度) 筋運動範囲障害	広範囲の筋圧痛・硬結、筋力低下、自律神経失調、脈波不安定 視機能低下	広範囲の筋圧痛・硬結 神経テスト陽性 末梢知覚障害・末梢循環障害	全身の筋圧痛・硬結・神経テスト陽性・末梢循環障害・知覚障害著明、運動障害、脳波異常
時 期	忙しいときやあと、通勤、生活条件がよくないとき、運動会などの行事があるとき	中腰・しゃがみ・立作業のくりかえし頻度が多いとき、作業になれることができないとき	それから作業持続6カ月～1年後発病することが多い 冷房・忙しさ・神経緊張・姿勢不良などの重複が引金になりやすい	それから医療中断し、その6カ月～2年後増悪することが多い	それから医療中断し、その後6カ月～2年後が多い
処 理	疲労部位を休め、炎症をとる	休息・休養・気ばらし、体操・などで数週～数カ月で回復する	作業中止～軽減 1～3カ月治療 発症経過が長い か症状が強ければ、それ以上かかる	作業中止～変更 3～8カ月で治療 機能回復訓練および職場復帰必要	作業中止～休業 8カ月～2年で治療 職場および生活適応訓練が必要
予 後	休養を守れば早期に回復する	作業条件が改善されなかったり本人の努力がないと症状が固定持続しやすい	はじめ3～4週休んでようすをみる。自律神経失調あれば症状増悪のおそれ	再発しやすい天候や生活条件の変化によって症状起伏	症状の回復がおそらく、何か残ることが多い 他の職業をも考慮

学会区分は日本産業衛生学会頸肩症候群委員会による

表6 公立保育所保母の判定区分

	A	B ₁	B ₂	C ₁	C ₂
A 市	人 % 190 (66.1)	人 % 77 (26.7)	人 % 17 (5.9)	人 % 3 (1.0)	人 % 1 (0.3)
K 市	人 % 178 (47.1)	人 % 112 (29.6)	人 % 67 (17.7)	人 % 18 (4.8)	人 % 3 (0.1)
H 市	人 % 98 (38.0)	人 % 99 (38.3)	人 % 51 (19.8)	人 % 9 (3.5)	人 % 1 (0.4)
N 市	人 % 79 (37.6)	人 % 76 (36.2)	人 % 50 (23.8)	人 % 5 (2.4)	人 % 0

表7 保育所保母の過労性疾病の発生要因

主な発生要因	受持児童	0才児	1才児	2才児	3才児	4才児	5才児	所長
無理な姿勢が多い		◎	◎	◎	◎			
仕事で気を使う			◎	◎	◎			◎
仕事で体を使う	◎	◎			◎	◎	◎	
立ち作業が多い				◎		◎	◎	
ゆっくり休む場所がない							◎	
体の一部を極度に使う	◎	◎						
いつも周囲に目をくばらねばならない						◎		◎
仕事に区切りがない		◎	◎	◎				◎
時間に追われる仕事が多い					◎			
仕事が忙しい					◎	◎		
仕事でよく動きまわる	◎					◎	◎	
(一人でしなければならない仕事が多い)								◎
(仕事で頭を使う)								◎
(職場内の対人関係に気を使う)								◎
仕事の種類が多い				◎	◎			
仕事で重いものを持つことが多い								
仕事の責任が重い								
仕事に根気がいる	◎							
休憩時間が短い							◎	
仕事で拘束される時間が長い				◎				
休憩回数が少ない					◎		◎	
休憩がとりにくく								
早朝出勤がある								

◎は5%以上有意を示すもの

して、社会的に要請の強い乳児保育（とくに産休あけ）、障害児保育、長時間保育における保育者の労働条件の検討が必要と考えられた。

次に、1971年から1975年にわたり、毎年同一の検診を行ったH市の成績をみると、労使の理解、予防対策の実施、患者の医療によって、年々自覚症状の軽減とともに、要医療者が9.5%から2.8%へ減少した。しかし、要注意者は59.3%から47%とそれほど減少が著明でなかった。

同一人についての経過をみると、要医療者は休業、医療によって回復してゆくが、疲労蓄積へ慢

保育者の労働負担軽減に関する研究

性疲労（B₂）を示すものは、なかなかよくなつておらず、4年目になってようやく良くなっている者が多い。これは、労働および日常生活の疲労要因が続いている中で、自主的な健康づくり計画の実施がいかに困難であるかを示すものであろう。

第6節 保育者の過労性疾病の発生要因

「疲労原因」調査を使用し、保育所保育者の頸肩腕障害、背腰痛症に代表される過労性疾病の発生要因について調べた。本調査は作業条件、作業環境条件、個人の生活条件にわたる75の項目から構成されている。

D市公立保育所保育者161名の調査結果によると、表7に示すように保育者の過労性疾病の主な発生要因として、「無理な姿勢が多い」(49.1%)、「仕事で気を使う」(38.5%)、「仕事で体を使う」(38.5%)、「立ち作業が多い」(36.0%)、「ゆっくり休む場所がない」(34.8%)、「体の一部を極度に使う」(32.3%)、「いつも周囲に目をくばらねばならない」(32.3%)、「仕事に区切りがない」(31.7%)、「時間に追われる仕事が多い」(30.4%)、「仕事が忙しい」(30.4%)、「仕事でよく動きまわる」(31.1%)などをあげることができる。

K市の民間保育所の保育者の結果では、前の項目の他に、「勤務中に休憩がとりにくく」(26.6%)、「重い物を持つことが多い」(24.3%)、「運動不足である」(23.3%)、「仕事量が多い」(21.4%)、「有給休暇がとりにくく」(18.5%)、「一日の生活時間に余暇が少い」(17.7%)、「仕事で拘束される時間が長い」(15.9%)、「対人関係に気を使う」(15.2%)、「仕事の責任が重い」(13.1%)、「作業環境が悪い」(11.5%)なども発生要因として強調されていた。

以上の結果の示すように、民間保育所保育者の場合、公立保育所に比べて、労働条件、作業環境が悪く、疲労が蓄積した状態でさえ休暇がとりにくく、過労性疾病を助長したり、加速したりする要因が内在している。

次に、保育者の受持児童別の主な発生要因についてみると、「無理な姿勢が多い」、「仕事で気を使う」、「体の一部を極度に使う」、「仕事に区切りがない」、「仕事の種類が多い」、「仕事に根気がいる」、「仕事で拘束される時間が長い」などは、0～3才児の受持保育者に、「立ち作業が多い」、「ゆっくり休む場所がない」、「いつも周囲に目をくばらねばならない」、「仕事でよく動きまわる」などは4～5才児の受持保育者に大きな負担を与えている。また、保育所の所長の場合、「仕事で気を使う」、「仕事に区切りがない」、「仕事で頭を使う」のほか、「対人関係に気を使う」など精神神経負担が大きく、これらの要因が過労性疾病の誘因、助長要因を構成している可能性が高いといえる。

以上から考察して、(1)保育所保育者の頸肩腕障害、背腰痛の発症の背景には多様な要因があることが考えられるが、今回の調査で一般的な要因と病像が形成される過程における具体的な症状変化に影響する要因をある程度整理することができた。即ち、保育作業の動作、種類、精神神経負担およびこれらの作業の量が主な因子として、又、休憩不足、環境不良、責任性および拘束性の過重、運動不足などが副次的な因子としてかかわり、他の作業条件上の問題、職場内の対人関係、睡眠、

表8 保母の作業内容別作業時間構成

調査対象保育所分類 作業分類 コード	無認可共同保育所(0才児)			民間認可保育所(0才児)			公立保育所(0才児)			公立小学校 特殊学級 2日間合計		
	調査日 作業時間	第1日	第2日	第3日	合計	第1日	第2日	第3日	合計	第1日	第2日	合計
01 登園	471分41秒	559分36秒	499分58秒	1521分25秒	461分28秒	414分33秒	442分16秒	1319分17秒	508分4秒	477分4秒	985分4秒	680分6秒
02 遊び等の準備・後始末	2.6	2.1	3.3	2.7	3.4	3.6	4.7	3.9	0.8	3.0	1.9	9.3
03 遊び(授業)	34.8	42.2	26.9	35.2	8.1	18.9	10.7	12.4	23.0	26.5	24.7	42.0
04 食事・おやつの準備	8.4	3.0	5.3	5.5	4.2	4.5	3.4	4.0	6.9	6.8	6.9	3.1
05 食事・おやつ	6.6	4.9	5.6	5.7	5.6	7.4	8.7	7.2	10.5	13.5	12.0	8.4
06 食事・おやつの後始末	0.0	6.2	3.1	3.2	0.3	7.8	0.0	2.6	2.5	0.5	1.5	3.5
07 排泄	7.5	4.0	7.2	6.2	21.5	18.6	20.9	20.3	14.4	8.0	11.3	4.0
08 午睡・就寝の準備介助	10.2	13.3	13.3	12.4	25.8	8.5	10.2	15.1	19.5	8.4	14.1	0.0
09 午睡・起床片づけ	5.6	2.2	1.4	3.0	12.1	0.0	3.3	3.6	0.8	1.0	0.9	0.0
11 午睡・会議・事務	14.9	10.1	13.4	12.7	3.3	2.8	5.9	3.3	10.9	22.9	16.7	5.4
12 清掃・洗濯	1.1	1.9	4.0	1.7	2.1	16.8	13.6	10.6	4.7	2.6	3.7	6.3
13 保育者の食事・身仕度等	1.2	3.7	5.9	3.7	12.9	8.8	16.2	14.9	5.6	3.8	4.7	9.9
14 その他	6.7	5.3	2.3	4.8	1.4	1.9	1.5	1.7	0.0	3.0	1.4	0.0

保育者の労働負担軽減に関する研究

余暇などの問題も無視しえない形で作用し、その時々の疲労を増強させる要因によって発症が促進され、障害が形成されると考えられる。また、児童年齢が0～3才児クラスでは、不良姿勢、注意集中、仕事に区切りがない、ことが発症要因としてはたらき、4～5才児では立作業連続、動きまわる、拘束時間が長い、ことが発症要因となっている。(2)また、就労後の発症例が最も多かった。(3)今回の調査では、乳児保育(特に産休あけ0才)、長時間保育、不十分な保育施設という条件が重なった施設で多発傾向がみうけられた。これは、上述の発症要因の比重が大きくなるためと考えられる。

第3章 保育労働の動作、姿勢による負担

第1節 保育労働の作業時間分析

3保育所の作業時間分析結果を大区分の作業要素ごとにまとめて作業時間構成比を求め、表8に比較表示した。

参考のために、公立小学校の特殊学級の保育者について行われた(1977年3月7、8日の2日間)作業時間分析結果(徳永らによる)も示す。

保育所間の比較では、民間認可保育所は、無認可共同保育所や公立保育所と構成比のパターンが若干異なっている。すなわち、前者は後者に比して、「遊び」や「事務」が多くなく、「排泄」や「清掃・洗濯」「保育者の食事・身仕度等」が多くなっている。

保育所と特殊学級と比較すると、後者は学校教育を主とする通園施設のため、「授業」が非常に多いこと、肢体不自由のため、「登退園」の介助に多くの時間を要しているが、全体のパターンは無認可共同保育所、公立保育所に比較的良く似ている。

第2節 保育作業における姿勢・動作

1. 保育労働の主な姿勢・動作要素の分類

保育労働の特徴の一つとして、不良姿勢、不良動作の多いこと、肩頸腕部の反復作用、一定肢位保持の多いことが指摘されてきた。本節ではその実態を解明するために、あらかじめ定めた姿勢・動作の要素について、ビデオメモーション分析により、1秒ごとにその有無をチェックし、コンピューターにより、各要素あるいは特定の要素の組み合せについて、一定の時間帯ごとにあるいは作業要素別に、それらの出現パターンを検討した結果について述べる。

姿勢要素については、18要素を選び、これらのどのパターンにもあてはめにくくい姿勢を「その他」に、撮像できないことなどによる姿勢判別不能の場合「不明」として、20項目について分析した。(表9)(表10)

動作については、43要素を選び分析した。(表11)

2. 分析に利用した変数

以上の各姿勢・動作要素について、保育所ごとに作業時間帯別ないし、作業要素別に、その有無

表9 作業姿勢の時間構成比 (%)

保育所区分 作業コード	姿勢	延時間(秒)																			その他
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	20	21		
準備・後始末	241	2.9	29.4	16.2	5.8	4.6	1.7	12.0	0.0	0.8	0.4	3.7	0.4	0.4	0.0	0.0	5.8	0.0	0.0	0.0	
あそび・授業	7019	4.0	17.9	10.2	7.0	1.8	1.0	2.3	0.5	2.5	0.4	4.5	1.9	11.8	9.6	0.0	0.1	5.3	1.5		
食事準備	2098	1.3	44.1	16.7	3.9	1.9	0.6	0.3	1.0	1.0	0.4	1.3	0.4	1.9	0.1	0.0	0.1	3.6	0.5		
立食事・おやつ	3136	1.8	23.2	11.4	22.8	0.7	0.2	1.6	0.0	7.6	0.0	1.6	1.8	5.8	0.0	0.0	0.0	5.9	15.0		
立食事・片付け	762	0.7	45.3	12.7	3.4	2.9	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8		
保育排泄	4396	1.1	12.4	10.9	18.4	1.6	0.9	0.4	0.0	0.0	2.5	1.8	5.5	8.4	0.0	0.0	0.0	8.1	3.9		
午睡準備	4144	4.1	25.3	9.9	6.7	0.8	0.2	0.2	0.0	0.3	0.0	0.7	0.0	18.1	1.3	15.0	0.0	0.2	1.2		
所事務	259	1.9	27.4	22.4	39.8	1.5	0.8	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
午睡片付け	3275	1.3	20.1	6.4	3.7	0.6	0.5	0.2	0.0	0.1	0.0	3.3	0.2	60.3	0.0	0.0	0.0	5.3	1.1		
事務	1438	0.8	40.0	28.6	8.7	1.0	1.3	6.7	0.0	0.0	0.3	0.2	0.5	0.0	0.0	0.8	0.0	0.2			
TOTAL	27011	2.4	23.0	11.6	9.8	1.3	0.7	1.4	0.2	1.7	0.1	3.3	1.1	14.9	4.1	2.3	0.1	4.3	3.2		
民保間育認可所	10時31分~11時2分~12時25分~16時59分	1685	5.5	17.7	4.4	9.0	0.2	0.7	9.3	0.0	0.2	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0	0.6	0.4	10.6		
無共同認保育司所	9時33分~10時33分11時48分~12時48分12時48分~13時24分	3554	3.8	15.2	4.3	4.8	0.5	0.3	1.6	0.0	0.1	0.1	1.0	0.1	36.2	0.8	0.0	0.7	0.5	4.2	
		3556	1.6	9.1	2.2	10.6	0.5	0.4	0.8	0.0	0.3	0.0	1.6	0.0	49.8	0.0	0.0	1.5	4.2	4.3	
		2202	0.7	6.5	2.5	3.1	1.0	1.0	0.7	0.0	0.3	0.0	1.4	0.2	40.6	4.1	0.0	0.9	2.0	6.5	

保育者の労働負担軽減に関する研究

表10 作業姿勢の1時間当たり出現回数(回)

保育所区分 作業コード	姿勢	延時間(秒)																		その他	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
準備・後始末	241	29.8	134.4	239.0	104.5	89.6	59.8	59.8	0.0	14.9	14.9	29.9	0.0	14.9	0.0	0.0	29.9	0.0	0.0	0.0	
あそび・授業	7019	27.2	122.1	130.8	51.8	43.5	2.6	16.4	1.0	12.3	3.6	40.0	11.3	19.5	4.6	0.5	3.1	20.5	16.4		
食事準備	2098	27.5	187.0	152.7	34.3	37.7	17.2	5.1	1.7	5.1	1.7	15.4	10.3	3.4	1.7	0.0	0.0	20.6	10.2		
立食事・おやつ	3136	23.0	118.2	156.1	74.6	16.1	6.9	4.6	0.0	6.9	1.1	18.4	2.3	5.7	0.0	0.0	0.0	6.9	20.7		
食事・片付け	762	9.4	245.6	198.4	37.8	33.0	23.6	4.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.4	
立排泄	4396	12.3	90.1	136.8	81.0	31.9	20.5	6.6	0.0	0.8	0.8	19.7	10.6	11.5	6.6	0.0	0.0	21.2	22.1		
午睡準備	4144	39.1	84.3	59.9	20.8	16.5	6.9	3.5	0.0	1.7	0.0	8.7	0.9	10.4	3.5	0.9	0.9	0.9	18.2		
午睡片付け	259	27.8	180.7	278.0	166.8	41.7	27.8	27.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
事務	3275	11.0	36.3	25.2	3.3	18.7	18.7	4.4	0.0	3.3	1.1	37.4	3.3	17.6	0.0	0.0	0.0	12.1	9.9		
清掃・洗濯	1438	20.0	257.9	277.9	100.1	35.1	40.1	27.5	0.0	0.0	10.0	5.0	2.5	0.0	0.0	7.5	0.0	5.0	0.0		
TOTAL	27011	19.6	106.4	116.6	47.1	28.1	18.7	9.3	0.4	4.9	1.5	19.8	6.2	11.0	2.8	0.1	1.4	12.2	14.7		
民保 間育 認可所	10時31分～ 11時 11時2分～ 12時33分 16時25分～ 16時59分	1685	57.7	134.6	89.7	53.4	6.4	23.5	36.3	0.0	6.4	6.4	0.0	0.0	8.5	0.0	8.5	8.5			
無保 認可 共同所	9時33分～ 10時33分 11時48分～ 12時48分 12時48分～ 13時24分	3554	40.5	100.3	66.9	38.5	16.2	10.1	0.0	3.0	5.1	15.2	2.0	48.6	4.1	0.0	7.1	12.2	24.3		
		3556	23.3	61.8	55.7	37.5	18.2	15.2	4.0	0.0	2.0	0.0	12.1	1.0	23.3	0.0	0.0	7.1	14.2	25.3	
		2202	14.7	52.3	57.2	31.1	13.1	0.0	4.9	0.0	27.7	8.2	54.0	1.6	0.0	4.9	14.7	34.3			

表11 各動作の時間構成比 (%)

分析対象保育所 分析対象時間 動作要素	公立保育所 (0才児)				無認可共同保育所				民間共同保育所		
	8:47 11:34	11:54 14:13	14:13 17:05	全日	9:33 10:33	11:48 12:47	12:48 13:24	10:31 11:00	11:02 12:33	16:25 16:59	
31 子供を抱く	8.9	0.9	10.4	6.6	11.8	8.8	12.5	0.9	8.8	0.8	
32 抵抗する子供を抱く	0.0	0.3	2.3	0.4	4.9	4.2	0.3	0.0	4.9	0.0	
33 子供に接触する	24.9	13.7	35.7	26.0	28.1	17.7	22.9	23.4	27.4	19.0	
34 抵抗する子供に接触する	2.9	5.2	8.5	6.6	7.5	6.1	0.1	1.0	4.5	0.1	
35 周囲に子供がいる	60.8	48.7	66.5	61.6	70.0	80.8	67.9	56.5	56.2	74.0	
37 1kg以上の物を持つ	2.1	0.5	4.9	2.3	6.2	6.0	1.7	0.3	8.4	0.2	
38 1kg未満の物を持つ	14.8	10.8	13.7	14.3	18.1	17.1	6.2	11.6	13.7	13.1	
40 走る	0.3	0.2	1.4	0.5	3.7	2.8	0.3	0.0	4.1	0.1	
41 歩く	11.1	3.4	17.8	11.0	14.2	13.9	7.2	13.8	11.8	19.0	
42 跳ぶ	0.1	0.2	1.8	0.3	4.6	4.2	0.1	0.0	6.1	4.0	
44 身体をねじる	1.1	1.6	2.7	2.0	5.6	4.1	1.4	0.2	5.9	0.6	
45 身体をそる	0.3	0.3	1.3	0.6	3.1	2.8	0.5	0.1	4.4	0.3	
51 くびを動かす	36.9	14.6	44.7	34.4	40.2	38.8	40.6	29.5	35.0	47.4	
52 右ひじが肩より上にある	0.6	0.4	2.5	0.8	4.9	4.2	2.2	0.6	5.1	2.4	
53 左ひじが肩より上にある	0.2	0.3	1.8	0.6	4.9	4.4	1.9	0.2	4.5	1.0	
54 右ひじが肩位の高さにある	4.1	0.6	5.5	3.7	7.6	5.1	4.3	3.8	10.4	4.0	
55 左ひじが肩位の高さにある	1.7	1.6	3.7	2.5	5.6	4.0	3.1	0.8	5.5	2.7	
57 右ひじが90°以上屈曲	29.9	31.4	47.6	39.6	38.9	57.0	24.1	29.5	33.3	36.9	
58 左ひじが90°以上屈曲	35.7	26.9	47.4	40.7	40.0	56.2	26.0	25.9	29.1	37.6	
59 右腕伸展	6.9	5.2	8.9	7.2	7.4	6.8	4.9	4.2	8.3	7.8	
60 左腕伸展	4.6	5.5	8.7	6.3	7.5	4.5	3.3	1.8	5.4	5.0	
61 右腕回旋	0.1	0.3	1.7	0.4	4.5	3.4	2.4	0.0	5.4	0.0	
62 左腕回旋	0.1	0.4	1.7	0.4	4.6	3.6	2.7	0.0	6.9	0.0	
65 右手で打つ、たたく	0.1	0.5	1.1	0.5	4.0	2.4	9.0	0.0	7.8	0.0	
66 左手で打つ、たたく	0.1	0.5	2.0	0.5	5.1	3.7	6.9	0.0	10.2	0.0	
67 右手でぶらさげる	0.3	0.3	2.3	0.6	4.6	3.8	3.0	0.0	6.1	0.3	
68 左手でぶらさげる	0.3	0.3	2.1	0.6	5.7	3.6	3.1	0.0	5.8	0.3	
69 右手で投げる	0.1	0.3	1.9	0.4	3.7	3.4	3.1	0.0	5.3	0.0	
70 左手で投げる	0.0	0.2	1.2	0.3	5.2	2.7	0.1	0.0	4.2	0.0	
71 右手で横へ押す	0.2	0.3	1.9	0.5	4.6	4.0	1.1	0.1	5.0	0.0	
72 左手で横へ押す	0.2	0.4	2.1	0.5	4.7	3.8	1.5	0.1	5.0	0.0	
73 右手で引っぱる	1.5	0.8	4.4	2.0	4.9	4.0	2.1	0.3	5.4	1.0	
74 左手で引っぱる	1.5	0.9	4.2	1.9	5.8	4.1	2.0	0.2	5.4	0.9	
75 右手で前へ押す	0.4	0.3	3.9	1.4	2.3	3.2	0.1	0.2	3.2	0.8	
76 左手で前へ押す	0.4	0.4	4.6	1.3	4.6	4.1	3.5	3.9	0.2	3.7	
77 右手でふく	0.8	0.5	2.7	1.0	5.7	6.3	5.6	10.0	7.6	0.0	
78 左手でふく	0.2	0.4	2.2	0.6	4.8	4.0	4.9	1.9	2.3	0.0	

保育者の労働負担軽減に関する研究

の時間間隔についてシーケンシャル・ヒストグラムを求め、これから、①その要素の生起時間合計及び、総時間に占める比率、②一連続時間の平均値、最大値、値域、最頻値、中央値、③総生起回数と1時間当たり生起回数（換算値）、④ノン・シーケンシャル・ヒストグラムなどを求め、その要素の生起パターンの特徴評価に利用した。

3. 保育作業の姿勢

(1) 全作業時間に占める各姿勢要素の生起時間の総計の割合。

① 表9は、公立保育所について、ある日の全作業時間帯について、作業要素別と全作業時間について、他の保育所については、特定の時間帯を選んでその時間帯について、各々その割合を求めた結果を示した。民間認可保育所の10時31分から11時2分は調査対象保育者の登園直後から、「遊びの準備」「遊び」「排泄」と昼食前の直接保育に従事している時間帯であり、11時2分から12時33分は、「食事の準備」「排泄」「午睡の準備・介助」に至る時間帯であり、16時25分から16時59分は、午睡、おやつが終ったあとのお迎えの前の「遊び（一斉遊び）」の時間帯で、あい間に「排泄」が割り込んでくる時間帯である。登園直後の自由遊びが終り、「遊び（一斉のお遊戯）」「おやつ」「遊びの準備（近くのお寺の境内へ遊びに行くための着替え、くつをはかせるなどの仕度）」までの時間帯で間に時々、「排泄」が割り込んでおり、11時48分から12時48分は、戸外保育の後始末のあとで「食事の準備」「食事」「食事の後始末」の時間帯で、排泄介助や子供との対話が割り込んでおり、12時48分から13時24分は、「午睡の準備・介助」の時間帯である。

② 公立保育所

全作業時間でみると、「軽い前傾立位」が一番多く、次に「正座」「中程度前傾立位」となっている。特に「食事・おやつ準備」「食事・おやつ後始末」「清掃・洗濯」では「軽い前傾立位」が40%以上と多い。しかし、「食事」「排泄」「午睡後始末」では、デリック型の中腰姿勢が、高い比率を占めている。デリック型中腰も含む前傾立位姿勢が占める割合は全体で44%と大きいが、特に大きい作業は、「午睡後始末」(89.6%)、「清掃・洗濯」(77.3%)、「食事、おやつ後始末」(71.4%)、「食事・おやつ準備」(64.7%)、「食事・おやつ」(57.2%)である。なお「事務」では「正座」が60.3%と最も多く、他の作業の姿勢出現パターンと異っている。また「食事・おやつ」では、「その他」の割合が、他に比して大きいものも特徴としてあげられる。

③ 民間認可保育所

時間帯によって、最頻姿勢が異なっている。すなわち、10：31～11：00では「軽い前傾立位」次に「その他」「しゃがみ」「デリック型」であり、11：02～12：33では、「床座」「その他」次に「軽い前傾立位」であり、16：25～16：59では、「軽い前傾立位」次に「直立位」となっている。

④ 無認可保育所

どの時間帯においても、「正座」が非常に多いのが特徴である。そして、9：33～10：33では、「軽い前傾立位」が、11：48～12：48では、「デリック型」が比較的多い。

⑤ 保育所間の比較

公立保育所では、他に比して、デリック型を含む前傾立位姿勢がかなり多い。民間認可保育所では、他に比して「正座」が非常に多い。

(2) 姿勢要素別平均一連続時間

(1)で述べたと同じ区分で、求めた平均一連続時間については、

① 公立保育所

全体として「正座」「くずし正座」の時間が非常に長い。「いす座位」「ひざ立ち」「浮き腰正座」以外は全て10秒以下の一連続時間となっている。

② 民間認可保育所

全体として座位姿勢については時間帯によって、かなり平均一連続時間が異っており、特に11：02～12：3では、長くなっている。

③ 無認可共同保育所

②と類似の時間帯である11時48分から12時48分では、座位の時間が長い。

④ 保育所間の比較

全体として、座位姿勢の平均一連続時間は立位に比べて長く、また変動も大きい。そして立位(1～6)は、大体10秒以下で、変動幅も小さい。

(3) 1時間当たりの姿勢要素の生起(反復)回数

(1)(2)で述べたと同じ区分で、得られた各要素の生起回数から換算して1時間当たりの反復回数を表10に示した。

① 公立保育所

全体として、「2、軽い前傾立位」「3、中等度の前傾立位」の反復回数が他に比して顕著に多い。作業要素別にみてもこの傾向は変わらないが、「9、午睡後始末」「2、遊びの後始末」「12、清掃・洗濯」で「4、デリック型」も多くなっている。

② 民間認可保育所

11：02～12：33の時間帯は、他の時間帯より、立位の反復回数が少なく、反対に座位の反復回数が多くなっている。しかし、全体として、前傾立位の反復が最も頻度が高い。

③ 無認可共同保育所

9：33～10：33の時間帯で前傾立位、直立位、デリック型の反復回数が他の時間帯よりも多いが、やはり「2、軽い前傾立位」が最も頻回である。

④ 保育時間の比較

無認可共同保育所は他に比して、前傾立位の反復が少なく、反対に「13、正座」の反復回数が多くなっている。

4. 保育作業の動作

(1) 各動作要素の生起時間の統計が全作業時間に占める割合

保育者の労働負担軽減に関する研究

① 以下では、公立保育所についても、時間帯別に分析し、表11に示した。すなわち、8：47～11：34は午前の保育で保育者が昼食休憩に入る迄の時間帯で、11：54～14：13は、保育者の昼食休憩終了後から午睡終了迄の時間帯で、14：13～17：05は、午睡後の排泄介助から作業終了迄の時間帯である。他の2保育所の区分は2.で述べたのと同じである。

② 子供との関係

子供を抱く割合は、無認可保育所では他と比して時間帯間の差が少なく、また多い。

子供との接触は、20%ないし40%を占めているが、時間帯によって比率に変動がある。

手の届く範囲に子供がいる比率は、一様に高く、特に無認可共同保育所は顕著で他保育所に比べて保育室が狭いことなどの影響が表われているように見える。

以上のことから、子供との結びつきの強い時間が非常に多いことが明らかであり、神経・感覚器系の緊張時間の割合の大きいことが推量できる。

③ 物体の保持

8%～21%の時間が物体保持に供されている。1kg未満の比較的軽い物を保持している場合がほとんどである。

④ 頸の運動

時間帯によって差はあるが、その割合は比較的大きい。

⑤ 肘の位置

公立保育所に比して、他は、肘の位置が全体的に高い場合が多い。民間認可保育所は、中でも、「昼食」をはさんでいる11：02～12：33の時間帯で割合が大きい。

⑥ 肘の屈曲

時間帯により差が認められるが、全体として90°以上屈曲の場合が、(24～57%と比較的多い)

⑦ 腕の回旋

無認可共同保育所が比較的多い。民間保育所では、11：02～12：33の時間帯で顕著に多い。

⑧ 手作業

全体として、無認可共同保育所が比較的多い。民間保育所では、⑦と同じく、11：02～12：33の時間帯で、多いのが目立っている。

(2) 各動作の平均一連続時間

① 子供との関係

「子供を抱く」は、公立保育所、無認可共同保育所では長く、時間帯によって変動も大きい。無認可共同保育所では、9：33～10：33の時間構成比が特に大きい。

「子供との接触」については「子供を抱く」場合ほどの差は見られない。

「周囲に子供がいる」時間は、他の要素に比べて著しく長い。

② 物体の保持

大体、1kg未満の物体をもつ場合の方が時間が長いが5秒ないし18秒の平均、一連続保持時間で

ある。

③ 全身運動

全体に無認可共同保育所が長いと思われる。

④ 頸の運動

3秒ないし5秒で保育所差、時間帯差は余りない。

⑤ 肘の位置

無認可共同保育所の午前の時間帯が他に比して長い。あとは1.3ないし3.1秒と短い。

⑥ 肘関節角度

90°以上屈曲について、公立保育所の11：54～14：13、無認可共同保育所の11：48～12：48で比較的長くなっている。

⑦ 腕回旋

無認可共同保育所の午前中が比較的長いが、あとは、0.0ないし2.8秒と短い。

⑧ 手作業

無認可共同保育所の午前中が⑦と同じく比較的長い。民間認可保育所では11：02～12：33が少し長い。

第4章 保育労働の負担軽減対策

第1節 子どもの発達と保育内容に伴う労働負担

保育所は、乳幼児の託児によって母親の就業を支えるだけでなく、昼間、父母両親から保育を委託されている。従って、保育所の保育は、乳幼児の保護と養育を行うだけでなく、子どもの肉体的、精神的、社会的な全面発達のための最も良い環境と条件を保障しなければならない。

そのためには、(1)、乳幼児の発達とわが国の生活習慣の形成についての医学・心理学・社会学・教育学を基礎とした保育学の体系化、(2)、具体的な種々の条件（地域・階層・年齢・運営主体・人間関係など）下における保育実践の評価、(3)、これらの保育が保育作業者の健康と生活にしわよせされないように行うための条件（社会福祉制度、労働条件、施設、安全衛生、健康管理など）の整備、(4)、これらの保育の習熟のための保育作業者の（養成課程）教育および現場の変化と保育学の進歩に伴う再教育の態勢と実施が必要である。しかし、現実には、(1)、保育学は諸科学の協力を必要とするために今日もなお若い科学として形成の初期段階にある（鎮日恭夫「育児科学序説」といえる。(2)、保育実践は経験＝試行錯誤によって確かめられるが、その評価が一般化されていない、(3)、財政難と制度不備により条件整備が著しく遅れている、(4)、保育実践と結びついた教育制度ができるない現状にある。従って、保育内容は保育所によってまちまちであり、また保育条件・労働条件の不備なためにおこる過負担と、試行錯誤の中における不安・動搖とが避けられないようである。

特に、保育内容による保育労働の過負担がおこる要因としていくつかの点を指摘したい。

第一には、労働生理・心理学的に望ましくない作業についての検討である。たとえば、保育者が

保育者の労働負担軽減に関する研究

子どもと話しあうためには、たえず目の高さを同じにした方がよいという保育理論がかなり有力である。そのために、保育者はしゃがんだり、ひざをついた姿勢でいなければならなくなる。この姿勢を持続することは、保育者の頸や背中に過度の負担をかけやすい。また、子どもの食事には、子どものうしろから手をそえて介助した方がよいという意見があり、かなり行われているが、これも長時間保育者が中腰姿勢を持続した両腕をまっすぐ伸してこまかに仕事をするので、筋疲労性の障害をおこしやすいといえる。こうした作業動作・姿勢がかなりあるように考えられる。

第二には、手をかけるほど子どもは発達する、スキンシップが最良の保育方法である、早く歩き、早く話し、早くスポーツができるほどよい、といった「過保護的」理論とその実践である。これらが子どもの年齢にあった自発的な発達にさからうおそれがある。たとえば、自閉的な傾向のある子どもに対して、大きな袋の中に入れて保育者が振りまわすとか、子どもをかかえてトランポリンの上で高く飛ぶとかいう保育がみられるが、その効果よりも保育者の負担の過大の方が心配である。

また、乳児体操の中にも、保育者が子どもを強く振りまわすという内容のものがあり、これも同じことがいえる。

こうした保育方法については、長い目でみた評価が必要である。手をかけない保育は必ずしも手をぬいた保育ではないのである。「放任主義」保育の理論と実践がある。これは自立の習慣をつけるためには根気強い保育を欠くことになる。

第三には、逆に保育が無計画的に行われると、保育者はたえずこま切れの仕事をくり返す結果、非常に疲れやすいことである。たとえば、園外保育や運動場への移動の時に、ただ機械的、事務的に指示するときは、子どもの靴をしゃがんではかせる動作がさけられないが、子どもと約束し外へ行きたいという動機づけをすれば、その動作や集団から外れる子どもに対する処置が不必要になる。

また、学校教育にくらべて保育の中節がなく同じ調子が続く傾向が強いが、それは保育者の疲労を蓄積させる方向にはたらく。負担の強い仕事の後では休息によって疲れをとりながら作業するためには、保育の流れと中節をつくる作業が必要である。

第四には、保育の具体的条件にあった態勢の計画化が必要であり、「画一的保育」はよくない結果をもたらしやすいことである。たとえば、長時間保育、24時間保育、障害児保育、病児保育、産休明け・育児休職明け保育、マンモス保育所、無認可保育所、企業保育所、二階・三階のある保育所、遊び場のない保育所など、それぞれに応じた検討が必要である。また、地域（過密・過疎）、交通状況、自然環境保全、季節、気候、行事、地域の風俗、習慣などによる影響も検討を必要とする。

とくに、行事（運動会、発表会など）の準備から後始末に至るまではかなりの期間がかかるので、初めからカリキュラムに含めて適正な人員を検討しておかねばならない。夏における風通しやプール、冬における暖房や睡眠場所、雨天（梅雨）日における遊戯場なども検討する必要がある。

第五には、保育カリキュラムを子どもの発達と生活に応じ、親の要求に対応し、保育者の労働強化を伴わないという条件で設定されなければならないという点である。

強化を伴わないという条件で設定されなければならないという点である。

子どもと保育者の関係、(特に持上がりでないとき)子ども個人の成長と要求の変化に伴って、子どもの環境の中にあるもの、道具、子どもにかける要求、空間、時間も変更しなければならない。その点では、(イ)ある期間、持ち上がりがよい、(ロ)個人別に持物・服まで印をつける、(ハ)同じ所で座席や寝場所をつくる、(ニ)年齢がます程、部屋、コーナーを分ける、(ホ)小さい時に自立性をつける、(ヘ)自立にかかる時間を計算することが必要である。

第六には、保育者が仕事を分担し合うことにより、子どもの日課と保育者の日課をうまくかみ合わせる必要がある。

つまり、同じことをいつも複数の保育者が行うのではなく、二人が交替して違った仕事をすることが、保育を効率的にし、また保育者の健康にとってもよい。しかし、保育者の分担がコンベア式に流れ作業をする(1人が脱がせ、1人が沐浴)と、かえって悪い姿勢・動作の連続がおきやすくなる。忙しい時間帯だけ保育者を増やすことも必要である。

特に、遊びに対しては、(イ)子どもの遊びの状態を注意して見守っている、(ロ)遊びに(一人として)加わっている、(ハ)遊びながら知識やルールを提供している、の三つの組合せが必要で、(ホ)たえず監視する、(ヘ)遊びに入りこみすぎる、放っておく、ことは好ましくない。この点で、保育者が子どもがみんないつも視界に入っている場所にいる必要がある。従って、これらも保育者の分担によって可能であろう。

第七には、保育についての保育者同志、計画の徹底への努力である。原則として保育者が自分の食事室で昼食をとりながら連絡をし、長期の計画は休園期間に、緊急行事の計画は月一回程度の職員会議で行えばよいであろう。現状では、職員会議の時間が多くとられ(時間外勤務)ている割合には、保育者間の保育についての連絡が悪いように思われる。

第八には、保育者の業務の中で「雑用」を出来るだけ少なくする努力である。「保育」と「それ以外」を区別するものさしがなく、また保育所の理念・方針・歴史・父母との関係などによって一概に区別できないのが現状である。後にも述べるように集金その他の事務、子どもの送り迎え、行事の準備後片づけ、動植物の世話、布団・畳や食事の運搬、洗濯、清掃、消毒等が「雑用」であるかどうかはいろいろ議論のあるようであった。しかし、保育者の負担が重く、保育そのものにも支障されるような業務は、他職種の職員によって行われることが望ましい。

また、動植物の飼育・栽培のように(高度の)専門的知識と時間・設備経費を必要とする業務は、その態勢の整備を先決すべきである。

第九には、子どもの基本的日常生活の自立性を作つてゆくための重要性を認識し、カリキュラムを位置づける努力である。表12は、M市小学校での調査報告であるが、子どもの肉体的・精神的・社会健康を阻害している要因と結果を保育に十分活かすことが大切である。すなわち、子どもの不健康(肥満、う歯、近視、姿勢不良、無気力、注意力散漫など)をもたらしている多くの要因(家庭・保育所・地域)を分析し対処することによって、保育内容の向上とともに不健康児の発生を防ぎ、手のかからぬ様健康な子どもの成長により保育者の労働負担を軽くすることができる。

表12 子供たちの生活習慣

	傾向			今後の課題
	朝おきて学校に来るまで	学校で	下校から夕食まで	夕食から寝るまで
I 量質ともに充分なすいみんがとれてい ない。 おこされなければ起きない子 36%	朝からあくびをして ボンヤリしている	塾、おこいこにおかれている 3日以上行っている子 43%	○家族の交流の場である夕食すら、ひと りで食べている子、兄弟だけで食べて いる子がいる。	① 健康に生きていくための力をつける。 （保健学習指導 （保護者への啓もう））
おきた時の気分 なんとなくねむたい 54% 大変ねむたい 11% } 65%	学習意欲・集中力・ 根気がない	慢性的、潜在的な疲労の原因になっ ている（テレビ、すいみん、時間も いる（原因の一つ）	○家族そろって食っていても子どもた しを聞き話題にしているのは 23% 19%	④ 最も基礎的な知識 (向) 実践力
II 起きてから学校に来るまでの時間が短 かい。 1) 時間がなくてたべない子がいる 2) 起きてから朝ごはんまでの時間が短 かい 83%の子どもが20分以内にたべている。	→ 姿勢がわるい 忘れ物が多い、 おもいきり友だちとおそ べていない	あそび……充分からだを使って外で おもいきり友だちとおそ べていない	○夕食後の休息の時間にすら、塾、おけ いこに行っている子がわずかであるが いる。 4%	大人も子どもも健康な生活を維持してい くための生活のリズム、睡眠、食事、排泄 についての理解ができるいない、又は学習 ができない現状がある。
III 食欲の出ない一つの理由である 3) 朝食は家族ぐらべであわただしく たべている。 家族そろってたべている子が 34% わずか5~10分でたべている子 4) 地区の集合時刻にまにあっていない 又は時々おくれる 20%	あそばない 1% } 時々しかあそばない 37%	○テレビが就寝時間を おそらく親子の対 話をなくしていく大きな原因になって いると思われる。 10時以後に寝る子 26%	② 子どもが心身ともに健壮に成長していく ための家庭・親の果たす役割について、育 友会と協力して考えていかなければならな い。	
IV 生活にじめ目的なくすゞしている子 が少なからざいる。 朝の短かくて貴重な時間にすらテレビ マンガをみている。	おやつのたべ方に問題 外出しないでテレビ・マンガを見て いる子がいる	10時 17% 10時30分 4% 11時 3% 11時30分 2%	③ 子どもの学習していく上での問題 健康の問題、生活指導上の問題 (根気がない、落ちつかない、姿勢不良、 集中力がない、近視、虫歯)は、子どもの 生活を、まるごと、どうとらえ考えていか なければならないか。 (解決すべき、テレビ・あそび・マンガは 他の項で)	
衣服の端節ができない 汗のしまつができない				
朝の歯みがき洗顔ができていない子……4割 排便の習慣がついていない子……6割				

第2節 保育の流れと休憩・休息

保育者的一日拘束時間は9～10時間であるが、最近は時差出勤によって生活のリズムが狂わされることが多い。また、休憩時間が定められていないものがほとんどで、中食もこどもと一緒にするため、休息・休憩がとれないケースが大部分である。

疲労回復のために必要な作業休憩は、保育連続時間を短縮する目的で行われるもので、拘束時間を短縮することによって得られるものではない。疲労症状所見の表われた時点で回復させ、疲労蓄積を防ぐためには、午前1回、午後1回の10～15分休憩と中食時60分の休憩を確保することが望ましい。

これらの休憩を確保するために行われている工夫例をいくつかあげると、

A 保育所（公立）

保育者9名、（うちフリー保育者2名）、児童151名（2～5才）、保育時間 8時～17時半（16時半～17時半いのこり） 保育者数が少ないので、月・水・金と火・木に分かれ、60分づつ休憩をとる。

休憩は

11時45分～12時45分：フリー保育者2名休憩

12時45分～13時45分：4才児担任保育者2名休憩、そのクラスに1名づつフリー保育者が入る。

13時45分～14時45分：2才、3才児担任保育者3名休憩、そのクラスにフリー保育者が2名入る。

14時45分～15時45分：5才児担任保育者2名が休憩、そのクラスにフリー保育者2名入る。

B 保育所（公立）

C 保育所（職場） 保育者21名 児童60名（0～2才児）

早出の保育者は12時半～13時半
遅出の保育者は14時～15時半 } 各クラスにフリー保育者1名

D 保育所（民間）

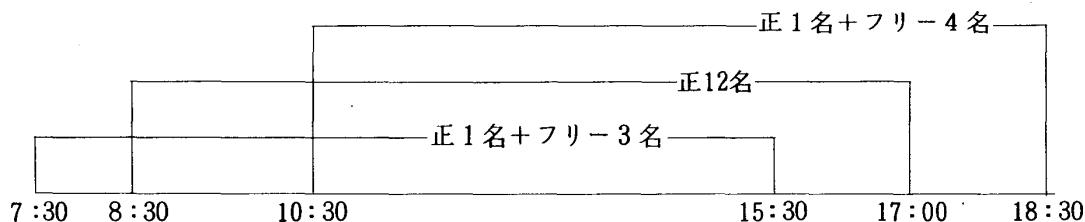
- ☆ 休憩時間 45分 8時30分労働時間
- ☆ 0才の生活時間がばらばらなので一斉に休憩はとれない。
- ☆ 1, 2才児はとりやすい。
- ☆ 3才、4～5才は1人担任であるがとっている。
- ☆ 休憩室あり、利用する。買物に出る人もある。

E 保育所（公立）

12時から2時の間に3班に分れて45分づつとっている。

保育者の労働負担軽減に関する研究

B保育所（公立）



保育所	A	B	C
主任保母	1	1	1
0才児	2(3)	2(6)	2(4)
1才児	3(10)	3(12)	4(12)
2才児	2(14)	3(18)	3(15)
3才児	2(17)	2(25)	2(19)
4才児保母	2(22)	2(28)	2(19)
5才児	2(24)	2(29)	2(21)
フリー	1	2	0
給食	3	3	3
用務	1	1	1
事務	1	1	1
計	19 (90)	22+1 (118)	21 (90)
朝の臨時 7:30~8:30	3	6	7
夕方の臨時 16:30~18:30	4	6	7

()は児童数

C保育所（職場）

保育者21名 児童60名 (0~2才児)

早出は12時半~13時半
遅出は14時~15時半 } 各クラスにフリー保育者1名

120名定員に対し職員20名、特殊検診をしたが2名腰痛による要注意だった。

休憩室は、警備員室が昼あいている(6帖)を使用。

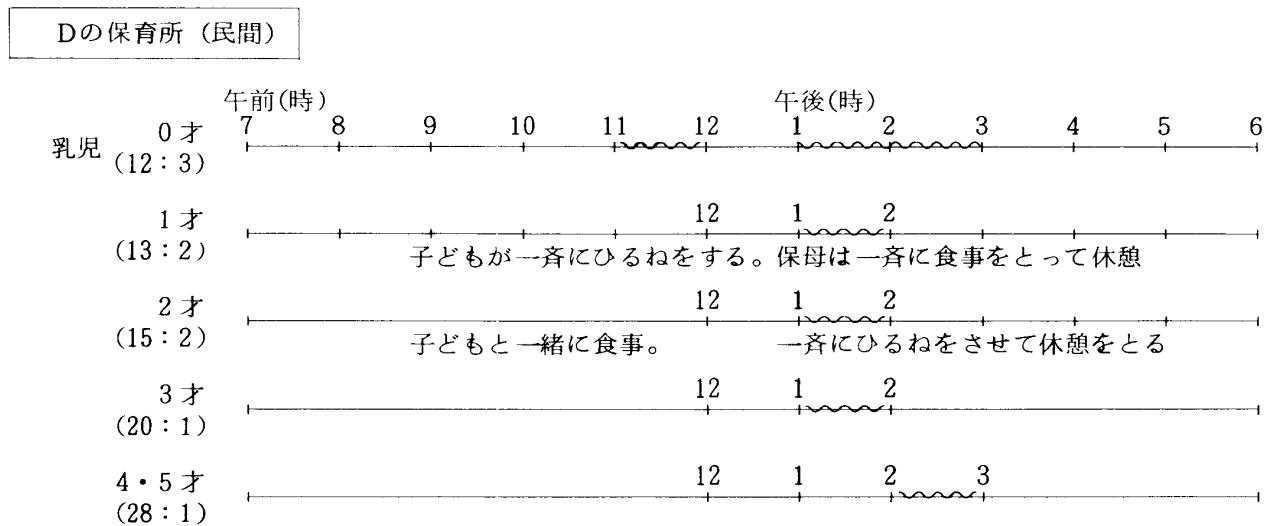
フリー保育者3名の配置、障害児もいるため、各クラス3人体制になっているのでとりやすい。

F保育所（民間）

120名定員 7~9:00 パート2名

7~3:00 勤務1名(早出と清掃)

9~5:00 調理2名



8～6:00 保育者20名 (3交替勤務)

9～5:00 フリー保育者2名, 有休・生休要員

保育時間 平常 7:00～6:00

夜間 6:00～9:30 (定員10名)

0才 14名：4名 各1時間交替でとる (12:30～3:00)

0～1才 12名：3名 シ (12:30～2:30)

1才 14名：3名 シ

1～2才 12名：2名 シ (1:30～3:30)

2才 15名：2名 シ

3才 22名：2名 シ

4才 20名：1名 1人担任なのできっちり
とはとれない (2:00～3:00)

5才 19名：1名 シ (シ)

☆乳児は、昼食は子どもと別にとるが、幼児は一緒にとる。

G保育所（公立）

(1) 1974年に市当局より通達超勤を認めない方針がおりてきた（昼休みを超勤に振りかえていた）。

組合として休憩室を要求、1975年から休憩をとりはじめた。

(2) 1976年10月の状況は

- 市場や喫茶店へ行ったりするが10分程度である。
- 家庭もちは、自宅や市場へ行く率が多い。
- 職種によって使われる場所が片よっており、お互いに使い良い最良の場所として使われているのか、しかたなく使われているのか、少し疑問である。

(3) 1976年から休憩室が作られており、1978年2月現在、全て休憩室があり、A, F, Gはプレ

保育者の労働負担軽減に関する研究

保育所	庁務員	調理員	看護婦	保母	備考
A	12:00~1:30 職, 自宅	1:00~2:00 休	1:00~ 職	12:30~3:00 休・喫茶	休憩要員なし
B	12:00~1:00	12:00~1:00 宿	1:00~3:00 園外	12:00~3:00 園外・職	
C			1:00~3:00 休	1:00~3:00 休・市場	
D	宿	1:30~2:30 休・宿	1:00~3:00 休	休・職保	
E	④市	1:00~2:00 市, 自宅着替	12:00~2:00 市	12:00~3:00 休, 市, 自	
F	12:30~1:30 宿	1:30~2:30 市, 自	12:00~2:00 市	1:00~3:00 休, 市, 自	
G	12:00~1:00 休	1:30~2:30 宿	12:00~1:00 宿	1:00~3:00 休, 宿	45名とる

●一職員室　④一休憩室　自一自宅　市一市場

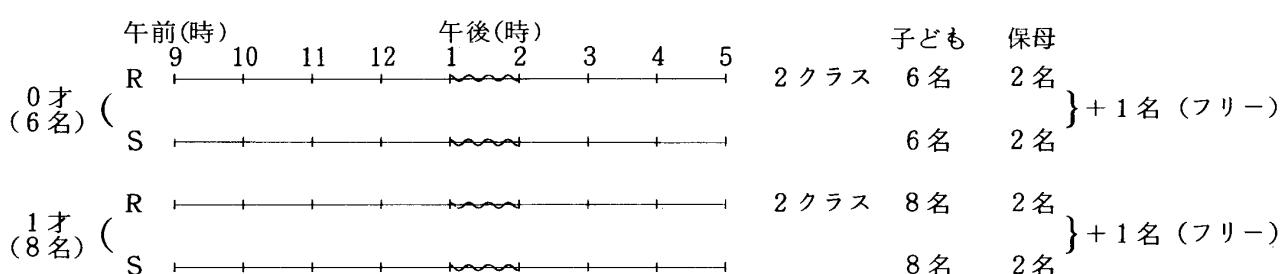
ハブである。

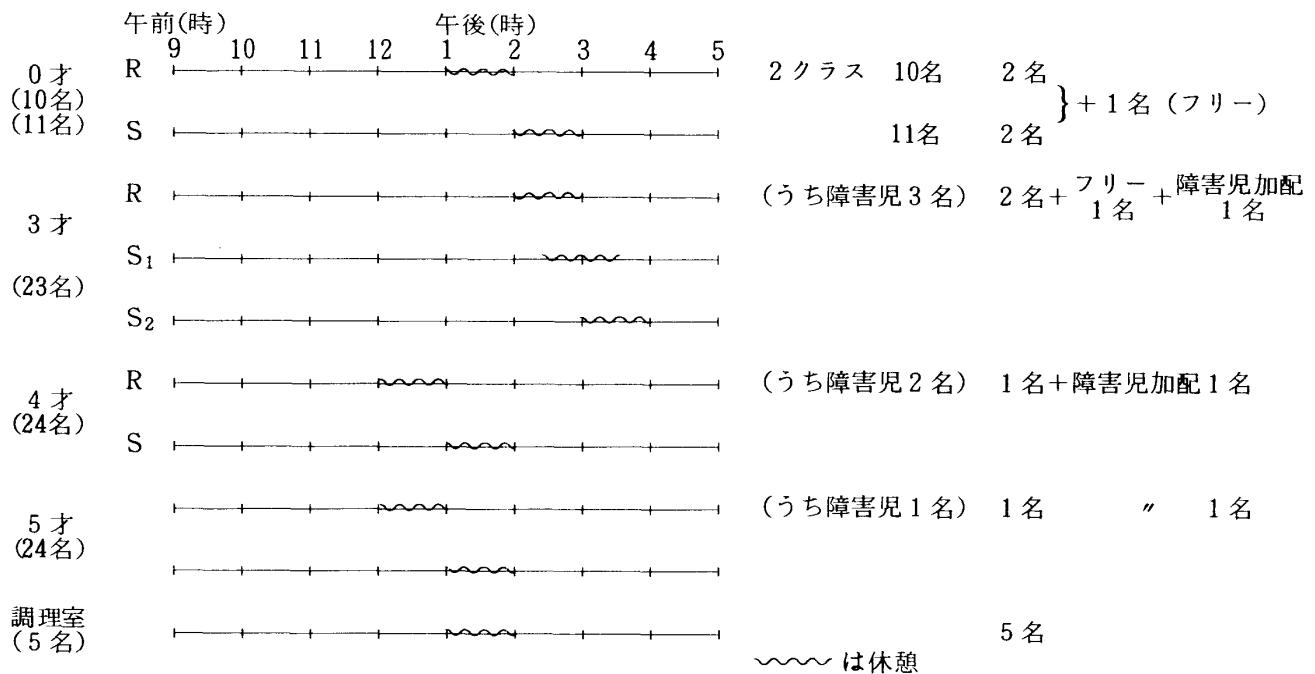
- 行事が重ならない限り、ほとんど取れている（取っていくようにしている）。
- 各職種複数、各クラス複数になっている。
- 室の広さは6～8帖（ホームコタツ、コップ、ポット、座布団等、各職場ごとにそろえている）。

H保育所（公立）

- ☆ 0～1才は保育室でとる。1名は外出（買物等）に出ることもある。
- ☆ 休憩室は8帖で全員とれない（4, 5人）
- ☆ 調理室と別に休憩室ある（6帖）
- ☆ 代表職員会議（月2回 PM 1:30～3:30） 学習会（月2回 PM 1:30～5:00）は全員休憩をとれない。

H保育所（公立）





H市保育者定数（子供：保育者）

0才	3:1
1才	4:1
2才	6:1
3才	15:1
4才	20:1
5才	25:1

以上のことから

休憩をとる条件としては、次のことが必要であると考えられる。

- 1) 事業者と保育者とが、保育者の健康と労働安全衛生法の精神について正しく認識する。
- 2) フリー保育者の確保などによって要員の不定をカバーする。
- 3) 休憩をとることによって起るおそれのある業務、たとえば事務、日誌などの記録、複数担任間の打ち合わせ、準備、整理などのやり方の改善を行う（ひるね時間中の打ち合せや記録を行うなど、この場合レイアウトの工夫が必要）。
- 4) 単数担任クラスの場合は、交替でも複数で担任する。
- 5) 障害児のいるクラスでは、特に人員のカバーが必要である。
- 6) 休憩室はできるだけ保育所の中央で、ゆったり出来る場所がよい。休憩室の設備には畳、湯沸し、更衣ロッカーがあり、子どもからの遮断されることが望ましい。
- 7) フリー保育者を含めて、すべての保育者の保育カリキュラムについての話し合いと習熟が必要である。

保育者の労働負担軽減に関する研究

阻害要因

- 1) 休憩中に会議が行われる。
- 2) 行事の準備をやる。
- 3) 連絡ノートや保育日誌を書く。
- 4) 休憩場所がない。
- 5) 保育者の意識。

第3節 保育人員と労働負担

筆者らの調査では、厚生省設置基準定員では保育は無理で、大部分の保育所（公立だけでなく）はそれを上回っている。現場で、保育者の労働負担軽減対策をすすめるためには、子どもの全面的発達を保障する保育内容を低下しないか、父母の年ごとにふえてくる要求にこたえられるかという観点を含め、保育者と子どもの人員の関係を検討しなければならない。

この問題についての実践 Case Study を検討してみた結果の大要は次のとおりである。

I 0才児クラス（子ども6人に保育者2人、公立）の場合

II 2才児（子ども10名を保育者2人、公立）の場合

III 3才児（子ども22人を保育者2人、公立）の場合

IV 4才児（子ども22人に保育者1人、公立）

V 5才児（子ども34人に保育者主1副1名、公立）

I. 0才児クラス（子ども6人に保育者2人、公立）の場合

	保育内容	父母との連携	保母の労働条件
実情 （保母）	1) 食事指導、排泄（オマル）をゆっくりする余裕がない 2) 雑用が出来ない 3) 事務整理が出来ない 4) 散歩に行きにくい 5) 子供とゆっくり遊ぶ余裕がない 6) おやつの内容や会議などによっては子供についていけない	1) 連絡帳でくわしく書くゆとりがない 2) 父母とゆっくり話すひまがない 3) 懇談会、カリキュラムの打ち合わせをする時間がない 4) 父兄の質問をゆっくり調べる時間がない	1) 休憩がほとんど取れない 2) 生休、年休が自由にとれない 3) 早出、いのこりが多く疲れる 4) 結婚休みもとれない 5) 残業がふえる
△ （乳児）	1) 1日のリズムがバラバラで、一人が眠れば、一人が起きる 2) 無表情な子が多い 3) 哺乳ビンをもとうとしない、口を開いて食事を待つ 4) 厚着が多い、すぐカゼをひいたり熱を出す		
対策	1) その子の気に入った遊びを見つける 2) 体を動かせる、話すようにさせる 3) 時間をかけて自立的な動作をたすける（自立をあまりいそがない）	1) 6ヶ月、9ヶ月～1才児検診の成績をよく理解して協力し合う	1) 複数保母の分担・連絡をよくして、休息時間を確保する

保育者の労働負担軽減に関する研究

II. 2才児（子ども10名を保母2人、公立）の場合

	保育内容	父母との連携	保母の労働条件
実情	1) 朝から「しんどい」といってねころんでいる無気力 2) さそいかけても「いや」といて泣く、遊具をとりあって泣く 3) 子どもが充分遊んでいない保母のカリキュラムにはめこまれている 4) 一人一人の子が他の子とかかわりをもって生活していない	1) 10年前にくらべ子どもの環境が悪くなっているため、問題のある子が多くなった 2) 親の生活に余裕がなく、子どもの保育にも精神的ゆとりがない 3) 子どもを変えようと思えば親を、親を変えようと思えば子どもを変えねばならない	1) 子どもと一緒にいる時間は緊張の連続である 2) 毎日全エネルギーを使はず 3) 保育の学習や話をすると息がなくなる
対策	1) 子どもがやりたいと思うことをやらせる、目的をもたせる 2) 散歩（園外）、遠足、自然とのふれあい、集団遊び（わらべうたなど）に取組	「頼っていればよい」という親の水準の引上げ （連絡帳、懇談会、家庭訪問）	1) 保育の話し合い、学習の時間内保障 2) 毎日の休憩時間の完全保障 3) 自己研修の時間内保障
効果	1) 子どもが生き生きと遊ぶようになった 2) おしゃべりして、楽しい会話ができる 3) お互いにかわりあってみんなが遊ぶ、遊びを自分達でみつける、保母の提案を発展させる 4) 集団の中で一人ひとりの個性を浮きぼりさせ伸ばす	休憩時間がなくなり、超勤で体がつづかない	1) ことばを教えるのは2～3人の子ども集団が適当

III. 3才児（子ども22人を保母2人、公立）の場合

	保育内容	父母との連携	保母の労働条件
実情	<p>1) 自分で大集団にとまどい、ひとりで行動できない、保母がいちいち手をひく、ひるねの準備に1時間もかかる</p> <p>2) 保母は新入児・障害児(2名)に手をとられ、子どもは気の合う者同志散らばって遊ぶ</p> <p>3) けんかやまさつが多い、自己中心でわがままな子、理屈が多いがきちんとできない子、何を云っても笑って逃げる子、すぐ怒って大声を上げる子、持物の始末の出来ない子、などの世話にかかりつきになる</p>	<p>1) 親が子どもを自立させるのではなく、カバンをかけたり、タオルかけ、出席帳の判押しまでやる</p> <p>2) 親が子どもを対等に扱わず、うるさく一方的に指示したりごまかしたり、赤ちゃん扱いをする</p>	<p>1) 保育室がせまく、ロッカーに3つのカバン(通園カバン、きがえの袋、汚物入)をかけるので、子どもが出し入れできない</p> <p>2) 子ども同志のつながりが浅いため、バラバラに行動している 3才児22人の集団が大きすぎてまとまりず、保母も子どもも疲れる</p> <p>3) 運動を教えるのは子ども4～5人、音楽を教えるのは子ども7～8人が適当</p>
対策	<p>1) 保育室の中を整理し、持物を置くところを3カ所に分けて子供自身にやらせる</p> <p>2) 無理にいやがるものに引込むのではなく、日常やっていることやりたいことへ働きかけ、考えさせる</p> <p>3) 子どもの話し合いの中で、お互いによく知り、よい面をみとめ合う、困っている子や泣く子に他の子からの援助を受け入れられるように保母がことばをかける</p> <p>4) いろんな(創意的な)遊びや活動をする(廃品ごっこ、虫とり、プールあそび、集団あそび、絵や切紙、劇あそび)</p>	<p>1) 保母3名になると連絡帳(必要な子)を毎日書いたり、生活習慣(きものの着脱、歯みがき、きものの始末)ができる</p> <p>2) 夕方、おむつかえのとき、その日のできごとを親に話し、意見を聞く</p> <p>3) 家庭訪問によって、家庭内での様子や親の要求を聞く</p> <p>4) 保育以外の話をして、親と保母が親しくなる</p>	<p>1) 保母と子どもの気が合う、生活リズムの流れが一致することに努力する</p> <p>2) 問題のある子への保育方針について保母同志で一致しておく</p> <p>3) 3才児保育の研修・交流につとめる</p> <p>4) 保母3名になると、一人一人への働きかけやカリキュラムの作成ができる</p>
効果	<p>1) 登園をいやがる子がなくなった</p> <p>2) 子供同志がよくしゃべり、一人ポツンといいる子がなくなった</p> <p>3) 子供自身一人一人の変化に気づき、良い点わるい点を話し合って問題をもつ子どもが変ってきた</p> <p>4) しかし、まだ保母の用意したものの枠からぬけ出せない</p>	<p>1) 親同志の結びつきが弱く、話し合うことが少い</p> <p>2) 自分の子どものこともあまり知らない</p> <p>3) 2人のときは記録簿に走り書きしていたのが、3人になって障害児の変化を毎日書ける</p>	<p>1) 子どもがいろんなことを自分でするようになり、保母は声をかければよい(3歳以上の子どもが服をきちんとたたんで寝る)</p> <p>2) しかし排泄後の始末や手洗いを徹底させるところまで行っていない</p> <p>3) 3名では休憩・休日がとれる(12時～1時、1時～2時、3時～3時)</p>

保育者の労働負担軽減に関する研究

IV. 4才児（子ども22人に保母1人、公立）の場合

	保育内容	父母との連携	保母の労働条件
実情	<ul style="list-style-type: none"> 1) 遊びの中で対等でなく、力の強い子の言いなり、不満があっても言えない 2) 根気、集中力がなく人の話を聞けない 3) 自分で考えてしようとしてすぐ保母に「して」と言う 4) 生活習慣が身につかない（儀が悪い、手洗い、歯みがき、片づけ、トイレのエチケットなど、汚れていても平気、上靴をはかない、タオルを忘れている、やれば出来るのに服をぬいでもたたまない） 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 生活習慣について家庭の様子がよく分らない 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 保母が1人であると、子供がいなくなったり、けがをしたりしたとき困る 2) 保母が1人であると、保母の体具合が悪い時、眠くてたまらない時に困る
対策	<ul style="list-style-type: none"> 1) 「こいのぼり」をみんなで作る、「えびかにつくり」をみんなでする、「よもぎ団子クッキング」でみんなにくばる、分担する「芋堀り」で根気を付ける行事（運動会を含む）を中心におく 2) 生活習慣を付けるには根気と人がいる（とくに排泄）清掃や整理は定期的にやる 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 家庭でおもちゃ箱の整理、上靴の確認、忘れもの（タオル）の確認、朝着る物の確認等をしてもらう 	<ul style="list-style-type: none"> 1) フリー要員をおくと休憩・休日がとれる
効果	<ul style="list-style-type: none"> 1) 子供同志が遊ぶ事が楽しい、一人で遊ぶ子がない 2) 力の強い子からはなれて遊べる、他の子を世話できる 		

V. 5才児（子ども34人に保母主1、副1名、公立）の場合

	保育内容	父母との連携	保母の労働条件
実情	1) 子供があまり外へ出ない、遊べない子が多い	1) 保育日誌を書いても読んでもらえない	1) 休憩がほとんどとれない (1人保育) 2) 早出・いのこりの時は9時間労働になり疲れる 3) 保母が2人でも、他のクラスの応援に行くことが多い 4) 休暇を取りたくても他のクラスの関係でとれない
対策		1) 家庭訪問をして親・子供との関係をよくする 2) 「たより」を出し親に渡している	

ここから言えることは、保育者の負担の過大になる場合は次のケースであった。それぞれの対策が必要である。

1. 異動が厳しい（子どもがなれない、泣く子に手がまわらない）。
2. 子どもの入替が多い（受け入れ時、一人づつに手をとられる、個人差が大きく、ケンカをする）。
3. 保育者の妊娠、出産、育児が多い。
4. 土曜日いのこり保育の子が多い。（半数）
5. 便所が離れた所にある。
6. 混合保育（2才児7名、3才児17名を保育者2名の時、2才児に手がとられる）。
7. （登所拒否の）子どもが飛びだしたり、かみつく等、暴れる子がいる。
8. 障害児がいる。
9. 病弱児がいる（お粥しか食べない、たえずたれながす、眠れない）。

第4節 保育所施設と保育労働

保育所施設と保育者の健康との関係については、次のことが問題になる。

A 保育作業環境

- 1) 保育室がせまい。
- 2) 食堂がない、食事の運搬が大変（60～80m、2～3階の所で特に）。
- 3) 押し入れが高い所にある、低い所にある、沐浴槽が使いにくい。
- 4) 建具（アルミサッシ）で指をつめる、柱の角で頭を打つ、ストーブで火傷。
- 5) 暑い（プレハブ、西日）、寒い（暖房不足）、風通しが悪い、暗い（照明不良）、やかましい（室壁不良）。
- 6) 机、イスの重さ、人間工学的問題。
- 7) 遊び場がせまい、危険、芝生がない。

B 健康の維持増進

- 1) 遊戯室、雨天体操場、午睡室の不足。
- 2) 職員休憩室、職員便所、職員休養室の不備、欠如。
- 3) 職員室の不足（職員数だけ机、いすがない）。

N市公立保育所の施設・設備の使いやすさ、安全性、広さ、保守管理状況について調査した成績は、次のとおりであった。すなわち、布団収納庫、机、いす、窓、遊び道具、畳はいずれも約半数が欠陥を指摘しており、手洗い場は75%、おしめ置場は28%、出入口は42%、沐浴場は49%、職員ロッカーは70%、調理室は25%が欠陥を指摘していた。

また、作業環境に対する評価によると、床が悪く足が冷える48%、運動場や庭がせまい62%、光化学スモッグの心配がある85%，となりのクラスの子どもの声がやかましい43%，夏の風通しが悪い40%，職員室から運動場の見通しが悪い41%，等の訴えが多かった。

これらの調査成績から、保育労働負担を軽くするための施設の問題点を次のように整理した。

① 場の不足または不合理を解決するために

「保育室が狭い」という意見が多い。実際、最低基準ギリギリの広さの保育室で、「食べる」「寝る」「あそぶ」など子どもの一日の生活の大半を行なっている。たとえば、「食べる」行為のあとには、「寝る」行為が待っている。この二つの行為を同時に行なうことはできない空間なので、「食べる」ことは、あの「寝る」ことに支障のないよう限られた時間内で、いす、テーブルを並べ、拭き、食物、食器を運搬し、配膳し、食事を指導、介助し、そして食べ終れば、食器、残菜を運搬、返却し、テーブル、いすを片付け、床を掃除する、というように準備から後片付けまで、確実に終らなければならない。そのあと、息つく暇もなく昼寝の準備に入る。なかには、いす、テーブル、遊具など床面を占める物をすべて室外に出さなければ、全員の布団が敷けないような所もある。

つまり、同じ場で二つ以上の行為を続けて行なうことが、労働量を増やし、労働負担を倍加させている。たとえば、おのの独立した場を確保できれば、テーブルを移動する必要が減少あるいはなくなるため、準備、後片付けの作業が軽減される。また、次の作業を別の場で行なえるため、時間的きびしさが軽減される。さらに、食事指導を行ないながら、任務分担またはパートによって午睡の準備をすすめるなど、労働のあり方にも工夫する幅が生れる。このことから、保育労働に関する施設の問題として、「必要な場が不足している」ことを確認できる。

従って、食事室（食堂や園庭）、午睡室（または遊戯室）を作ることが同じ効果をあげる。

場としては、調理の場、食べる場の三つに大別し、それぞれの場を合理的に関係づけることが労働軽減、ひいては保育内容の向上につながる。

すなわち、

- (1) 食事と午睡を保育室で行なう。
- (2) 食事と午睡は保育室で行なうが、使う場所は分ける。
- (3) 食事は保育室で行ない、午睡は別室（遊戯室など）で行う。
- (4) 午睡は保育室で行ない、食事は別室（食事室、遊戯室など）で行なう。
- (5) 食事室のほかに、午睡室（またはコーナー）をつくる。

② 保育労働にあった設備のあり方

上述の調査では午睡の場を成り立たせるのとして、布団を収納する目的を持った「押入れ」という設備のあり方については、多数の保育者から多くの問題が指摘されている。

押入れが高すぎる場合は、つま先立ちしたり、手が届かないために、踏み台（イス・テーブルなど）を使う。これには、現場での工夫が必要である（たとえば、押入れの棚の位置を低くする）。

沐浴槽について保育者の意見は、(1)乳児室に隣接して沐浴室を作って欲しいという位置の問題、(2)沐浴槽の高さ、奥行、深さといった寸法の問題、(3)子どもの月齢に応じた沐浴槽の材料と構造の問題、(4)沐浴室の拡充といった問題にわけられる。これらの改善を考えると、特に(2)の寸法の問題は安易にカタログによる既製の沐浴槽を採用するのではなく、保育者が、自分の着る服をオーダーするつもりで沐浴行為の寸法をとり、建築図面にそれらが表わされればよい。(3)の問題は、産休明けの乳児には適した沐浴槽でも、伝い歩きをする乳児には危なかったり、抱き上げるのは負担が大きいので、この場合、子どもの月齢に応じた沐浴槽を作るか、つかまり立ちのできる手すりを取りつけたり、沐浴槽に並べて作業台を作るとか、階段を作るなどの工夫ができる。

このような改善は、子どもの机、イスなども同様で、わが国の保育所のそれは画一的で、子どもにあわないものが多すぎるといえる。

③ 安全性を確保するために

保育労働の「しんどさ」は、肉体的疲労に加えて極度の精神的疲労が伴う点にある。精神的疲労

保育者の労働負担軽減に関する研究

は自律してない命を預かる責任から、常に子どもたちの安全と状況把握に注意しながら、他の作業を行なう点と、さらに安定した精神状態で子どもたちへの対応が要求されるという点から起っている。これを軽減するため施設には、(1)子どもたちの安全を保障する施設であること、②子どもたちの状況が把握しやすい施設であること、の二つを要する。それは年齢の低い子だけでなく、予想できない動作をする大きい子に必要であるし、また障害児の安全には特別の注意が必要である。

前者に当るものとしては、アルミサッシの建具で子どもが手や指をつめない工夫が必要である。ガスコックが子どもの手の届く位置ないようにする。後者に当るものとしては、職員室から門、園庭が見える。調乳室から乳児室が見通せる、などの対策を要する。そのほか、園庭に芝生や砂場が少ないので、ブランコなどの遊具が安全でない、通路や階段に角が多く、ぶつかることが多いなどの問題がよく見受けられた。この改善の方法としては、部分的に手を加えることで解決し、費用もわずかでよい「小さい改善」から、施設の基本的ありかたにかかわり、沢山の費用と大がかりな工事を要する「大きな改善」まで幅広くありうるであろう。それは子どもの生命にかかわるような重大さをも含んでいるから、費用の大小にかかわりなく緊急性の高いものから一刻も早く改善する努力が必要である。

④ 快適環境の形成について

部屋の居住環境が快適でない原因は、第一に、西日が入る、日当りが悪いなどの敷地の選定と配置計画から起こること、第二に、壁、天井に吸音材が使用されていないために、子どもの声がうるさいという建築材料の不適切な選定から起こること、第三に採光、換気、通風などが悪いという設計ミスによるものに分けられる。プレハブ保育室では、高温高湿がひどい例が多い。

逆に、保育室を自然採光で明るくした結果、子どもの意欲と行動が活発になり、保育者は安定したおおらかな気持で子どもと接することができるようになった例がある。また、第四にプールやみどり、周囲に公園などのないことは保育環境をいちじるしくそこなうことになる。

次に、多くの保育所のには休憩室がなく、休憩室があっても物置きが使われていたりする。また、このような環境不良は、保育者と子どもの両方をいちじるしく疲労させる。とくにそれは夏にいちじるしい。都市によっては、あつい季節、光化学スモッグ警報のために、外に出られないこともあるので、一層、対策が必要である。

保育者が心楽しく保育を行なうためにも、休憩室は保育所に欠くことのできない部屋である。保育所の休憩室は更衣室というイメージから脱皮し、精神的にも肉体的にも、ほんとうに休むという場所、設備が必要で、独立した部屋をとれないところでも、休憩のできるコーナーをつくる例もみられている。

⑤ 大規模および二階建の保育所における問題

地価高と地方財政危機の中で、土地の確保は大きな問題になり、本来、平家建でゆたかな敷地を

保育所に確保することが必要であるのに、二階建保育所、その他の用途の建物の中に含まれる保育所、園庭のない保育所などがふえている。

しかし、二階建にするならば、屋上園庭やゆとりあるスロープを作ったりして、平家に近い要素をもりこむ必要がある。また、非常時の避難設備にはとくに細心の注意を払っておくことが重要である。二階からのすべり台はかえって危険である。二階建では、乳児室は二階につくるものが多い。しかし、乳児室が二階にあるための保育者の労働負担は、肉体的にも精神的にも大きい。筆者の測定成績では、子どもをかかえて階段をおりる時の負担は極めて大きい。S保育所は子どもたちと屋外とのつながりを重視して、少ない保育者でなるだけ大勢の子どもを園庭に連れだせるように、狭くなっても一階で全員の保育をする場合がある。

H市では乳児の屋外とのつながりを重視して、乳児の部屋を一階に作って、(1)乳児の屋外保育はしやすい、(2)乳児と幼児との接触がしやすく、つながりが近密になる点が確認されている。施設に対しては、実例にとらわれることなく、子どもの発達を十分保障すると同時に、保育者の労働負担を軽くすることをあわせて考える必要がある。

第5章 結 語

保育者の労働負担については、労働科学研究所などが、1954～56年、主に保育者の受持児童数および保育室遊戯室の面積について行った「保育所の最低基準に関する研究」がもっとも早いものであろう。²⁾次いで、山本（北海道立労研）は保育所保育者の「肉体的精神的ま損」の要因について、³⁾また、北大医学部衛生学教室などが保育者の労働強度（エネルギー代謝率）や疲労について検討した。⁴⁾これらはいずれも保育者の労働の過重性を指摘するものであった。

筆者は、1968年東大阪市の公立保育所保育者について行った調査から、過労性の健康障害、特に頸肩腕障害の発生を日本産業衛生学会（1970）、日本衛生学会（1971）で発表し、この報告以後、保育労働についての関心が高まり、各地で調査研究や健康診断が行われるようになった。

1971年に、労働科学研究所は全社協保育者会の委託を受けて、「保育所保育者の労働負担に関する調査」を行い、全国レベルでの検討を行った。⁵⁾また、吉竹ら（労研）は、保育所や療育施設の職員の疲労自覚症状を調査した。⁶⁾筆者もまた、近畿の数市の公立保育所、民間保育所、無認可保育所の健康診断を行い、総合的な評価を行った。⁷⁾⁸⁾⁹⁾

本研究は、1976年～77年、京都・大阪の保育関係者の援助を得て、筆者が行ったもので、上述の過労性健康障害の直接的要因である不自然な姿勢動作のたえない連續に焦点をあて、さらにこれらの労働負担を軽減するために、保育内容、労働条件、保育施設などについて検討し、現在の条件下で実現しうる対策について若干の提起を行った。

1981年、京都市内の民間保育所保育者数名の頸肩腕障害および腰痛症について、中央の労働保険審査会がこれまでの労働省の方針を変え、京都の労基署、労基局の判定を取り消し、業務上と認めた。裁決の理由は、厚生省令で定めた最低基準では労働負担がきびしく、作業内容、作業姿勢の負担が

保育者の労働負担軽減に関する研究

大きく、また十分な休憩がとりにくいことから、「疾病が増悪する可能性がある」というものであつた。過労性疾患の発生については、労働省は依然、認めていないものの、この裁決は行政としても保育労働の改善の必要性と重要性を認めたものであろう。

本研究は1976年～77年の文部省科学研究費(B)の援助を受けた。

本研究に協力していただいた、徳永力雄、中迫勝、西山勝夫、三宅成恒、三戸秀樹、近藤雄二、八田武士、徳畠智子、中坊伸子、新建築技術者集団大阪支部保育問題グループの諸氏にたいし謝意を表する。

文 献

- 1) 細川汀、横田昌子：保育者の労働と職業病，p1～236，さら書房，1975。
- 2) 労働科学研究所：保育者の疲労に関する研究，1956。
- 3) 山本順子：保育所保育者の労働と疲労(1)，北海道労働研究No80，p12～39，1959。
- 4) 方波見雅夫ら：保育所保育者に関する労働医学的研究—保育所保育者の労働と疲労(2)，北海道労働研究No81，p 41～61，1959。
- 5) 全社協保育者会、労働科学研究所：保育所保育者の労働負担に関する調査報告，1972。
- 6) 吉竹博ら：社会福祉労働者の疲労自覚症状，労働科学50，1974。
- 7) 細川汀ら：保育者の労働負担と健康状態(1)，産業医学15，p 601～602，1973。
- 8) 細川汀ら：保育者の労働負担と健康状態(2)，産業医学16，p 386，1974。
- 9) 細川汀ら：保育者の労働負担と健康状態(3)，産業医学17，p 418，1975。

1983年7月20日受理